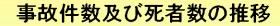
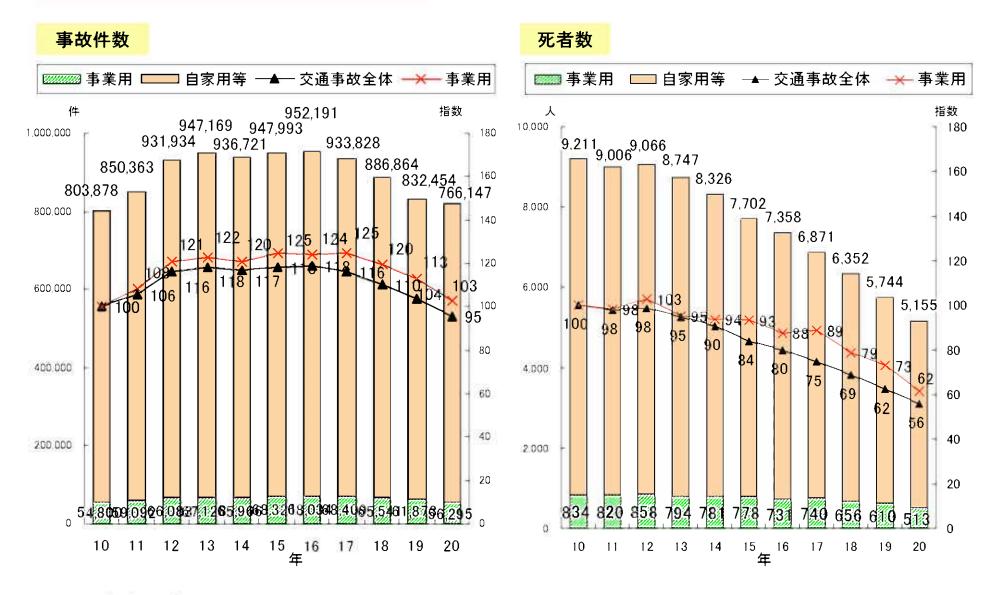
参考資料

「1. はじめに」関係

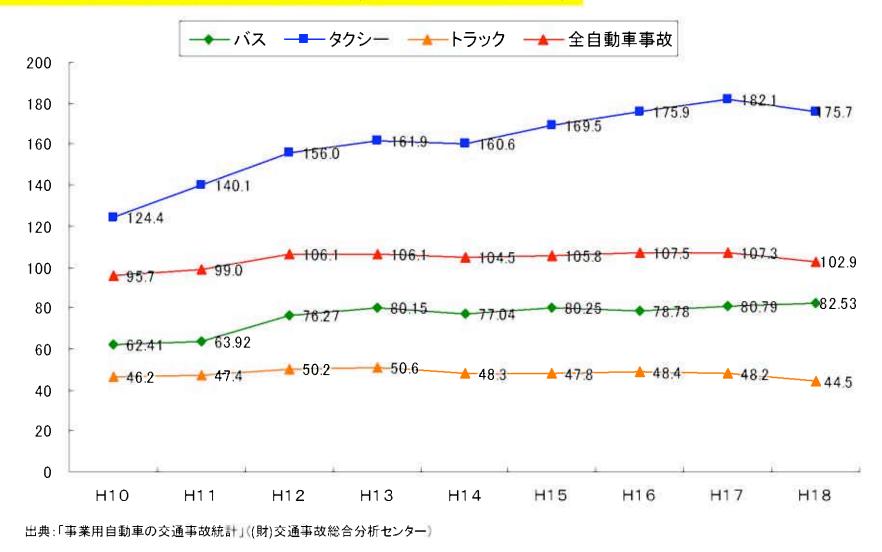




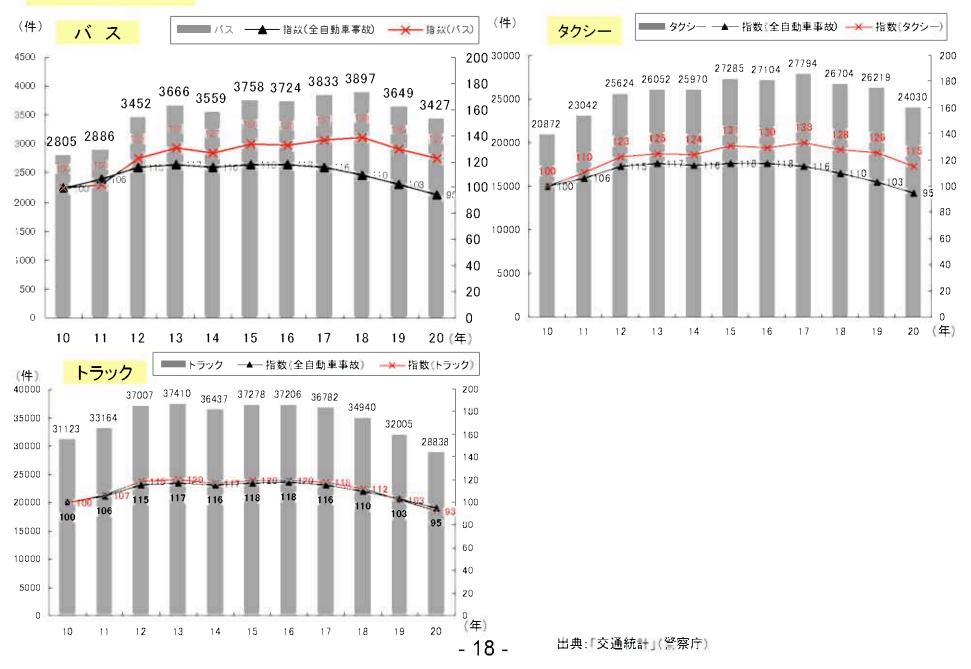
出典:「交通統計」(警察庁)

※事業用の値は、内数を示す。

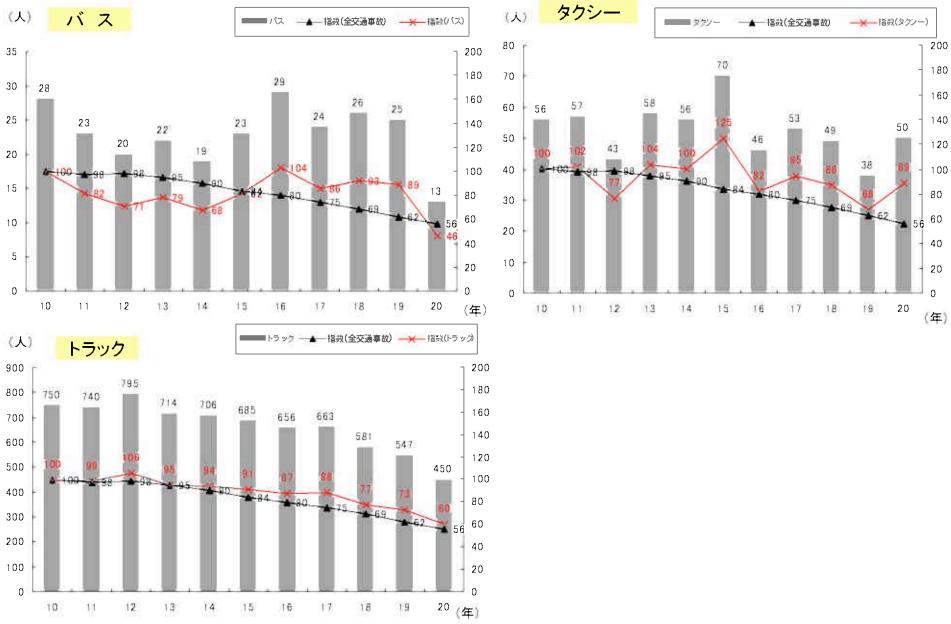
事業用自動車の業態別交通事故件数の推移(走行距離1億キロあたり)



業態別事故件数

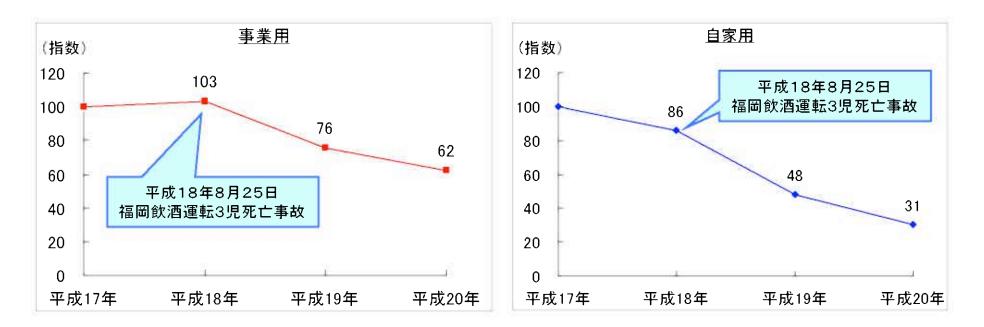


業態別事故死者数



出典:「交通統計」(警察庁)

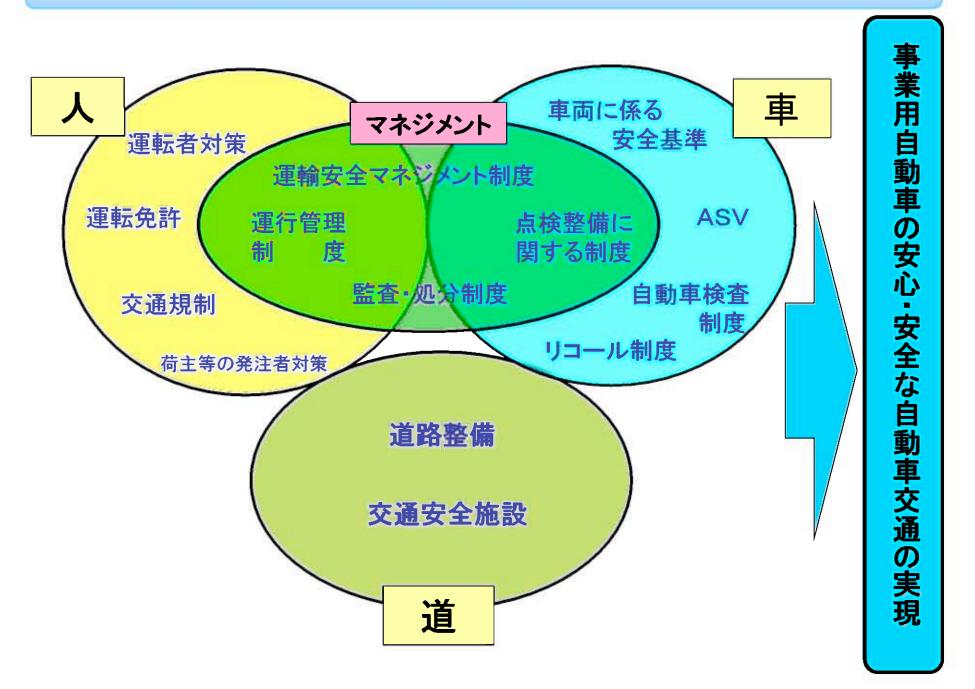
飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数



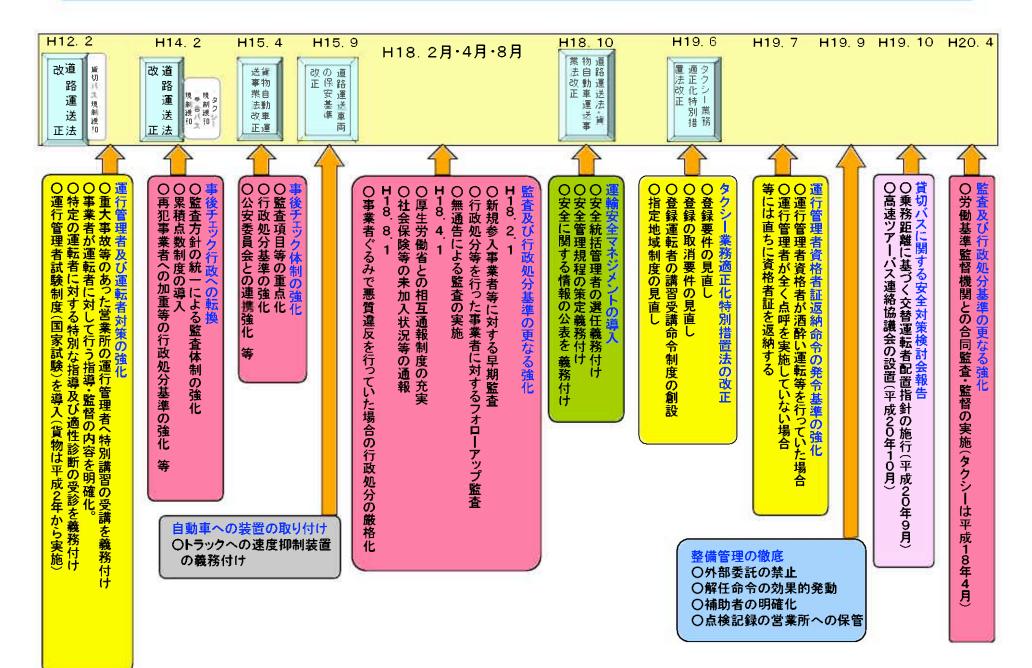
11.			平成	17年			平成	18年	-		平成	19年			平成	20年	
		バス	乗用	貨物	計	バス	乗用	貨物	<u></u>	バス	乗用	貨物	<u></u>	バス	乗用	貨物	計
	自家用	-	828	116	944	-	716	103	819	-	528	66	594	-	452	59	511
酒酔い	事業用	-	4	6	10	-	4	5	9	-	3	4	7	-	2	4	6
		0	832	122	954	0	720	108	828	0	531	70	601	0	454	63	517
	自家用	8	75.879	7.684	83.571	10	65.068	6.902	71.980	12	35.816	4.224	40.052	5	22.653	2.672	25.330
酒気帯ひ	事業用	3	55	395	453	1	62	405	468	0	45	300	345	Í	34	246	281
	it.	11	75.934	8.079	84.024	11	65,130	7.307	72.448	12	35,861	4.524	40.397	6	22.687	2.918	25.611
酒酔い	自家用	8	76707	7800	84515	10	65784	7005	72799	12	36344	4290	40646	5	23,105	2,731	25,841
•	事業用	3	59	401	463	1	66	410	477	0	48	304	352	1	36	250	287
酒気帯び		11	76766	8201	84978	11	65850	7415	73276	12	36392	4594	40998	6	23,141	2.981	26.128

※ バスについては自家用、事業用の別が集計されていないため、国土交通省で把握している件数を記載した。

事業用自動車に関する安全対策のイメージ

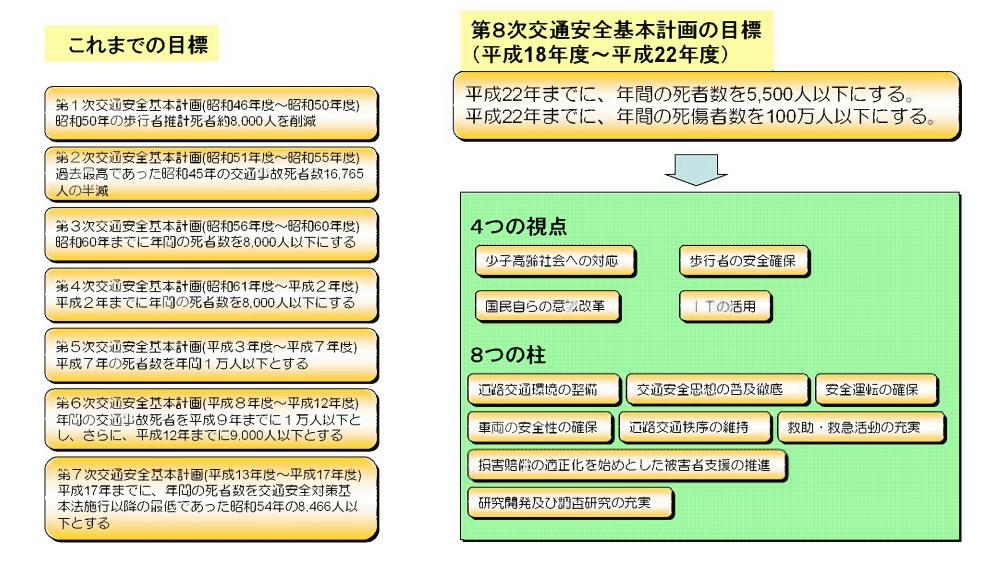


自動車交通局によるこれまでの安全対策の強化経緯



交通安全基本計画

・昭和45年の交通安全対策基本法を受け、昭和46年度以降、交通の安全に関する総合的 かつ長期的な施策の大綱である交通安全基本計画(5カ年計画)が定められている。



「2. 事故削減目標の設定」関係

政府全体の新たな事故削減目標

内閣総理大臣談話(平成21年1月2日)

交通事故死者数が第8次交通安全基本計画の目標を下回ったことに関する内閣総理大臣(中央交通安全対策会議会長)の談話

昨年1年間の交通事故死者数は、5,155人でした。平成22年までに交通事故死者数を5,500人以下とする「第8次交通安全基本計画」の目標を、2年前倒しで達成しました。

近年の交通事故死者数の減少は、シートベルトの着用者率の向上や、飲酒運転の根絶等に向けた取組を始めとする政府、地方自治体、関係民間団体、地域の方々の努力の成果であります。この間、交通事故防止に御尽力いただいた方々に感謝いたします。

また、平成15年からの10年間で、交通事故死者数を半減し、5,000人以下にするという政府目標を掲げております。その実現も、間近 となりました。

しかしながら、いまだに多くの方が、交通事故で亡くなっていることは、憂慮すべきことです。

新たな年を迎え、私は、今後10年間を目途に、更に交通事故死者数を、半減させる決意をいたしました。

この目標の実現は容易ではありませんが、政府、関係団体、国民を挙げて力を結集し、世界一安全な道路交通の実現を目指してまいります。

そのためには、高齢化が更に進むことを考えると、高齢者に対する対策に重点的に取り組まなければなりません。また、<u>飲酒運転の</u> <u>根絶</u>、交通安全教育の推進、安全かつ円滑な道路交通環境の整備に力をいれます。

国民の皆様の、御理解と御支援を、お願いいたします。

内閣府特命担当大臣発言要旨(平成21年1月5日(月)初閣議)

交通事故防止対策の推進について

- 一 平成二十年中の交通事故による死者数は、五千百五十五人でした。平成二十二年までに交通事故死者数を五千五百人以下とする「第八次交通安全基本計画」の目標を、二年前倒しで実現しました。
- 二 また、平成十五年からの十年間で、交通事故死者数を半減し、五千人以下とするという政府目標が掲げられましたが、六年目にして、その実現も間近となりました。しかしながら、未だに多くの方が、交通事故で亡くなっております。
- 三本年一月二日の麻生総理の談話において示された方針に基づき、今後十年間を目途に、<u>昨年の交通事故死者数から半減させ、</u> 二千五百人以下とするという新たな政府目標を掲げ、世界一安全な道路交通の実現を目指します。そのためには、高齢者に対する 施策に重点的に取り組むとともに、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進、安全かつ円滑な道路交通環境の整備に全力で取り組 でまいります。
- 四 閣僚各位におかれましては、これまでの交通事故防止対策への御協力に感謝するとともに、今後の取組につきまして一層の御協 力をお願い申し上げます。

政府目標

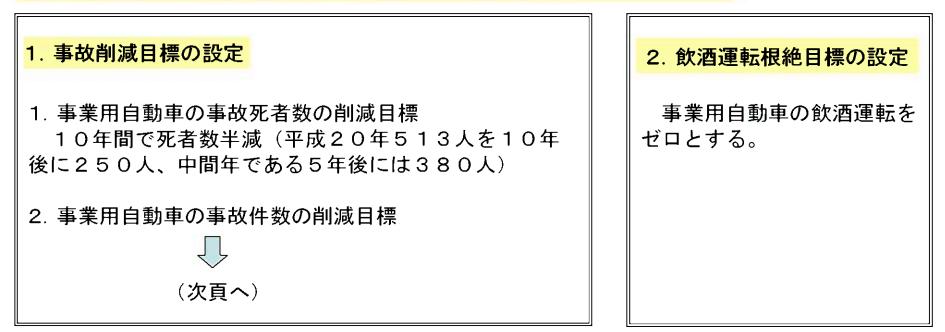
内閣総理大臣談話要旨(平成21年1月2日)

・今後10年間を目途に、更に交通事故死者数を、半減させる決意をした。
 ・飲酒運転の根絶に力を入れる。

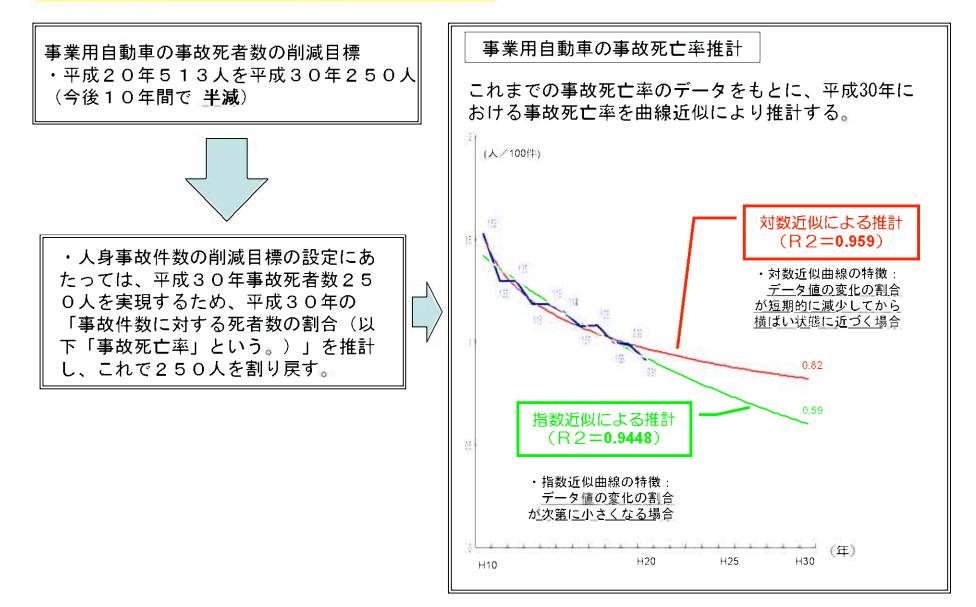
内閣府特命大臣発言要旨(平成21年1月5日 初閣議)

・今後10年間を目途に、平成20年の交通事故死者数から半減させ、2,500人以下とするという新たな 政府目標を掲げる。

国土交通省における目標の設定(事業用自動車を通じた目標)

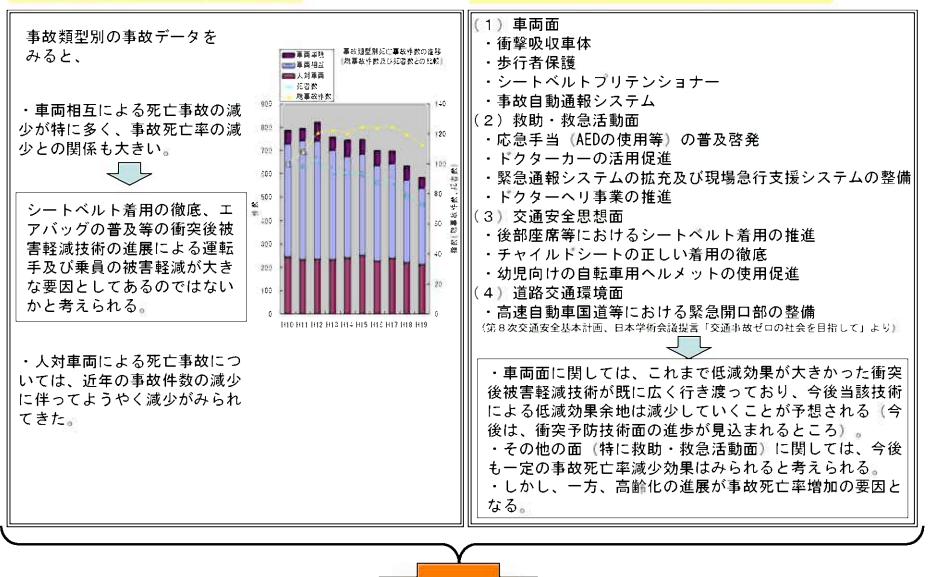


事業用自動車の人身事故件数削減目標の設定の考え方



これまでの事故死亡率減少の要因

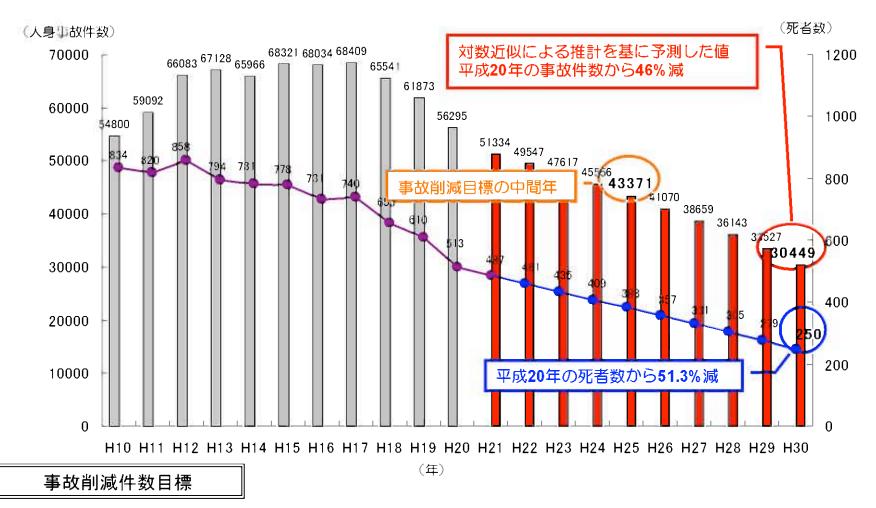
今後の事故死亡率の減少に関連する要因



これらを踏まえると、事故死亡率の低減に関しては、今後横ばいに近づくことが予想されることから、対数 近似曲線の推計値を用いた方がより実態に近い。

事業用自動車の人身事故件数削減目標の設定

対数近似による、平成30年における事故死亡率(0.82104人/100件)の推計をもとに、人身事故削減目標を 算出すると、平成30年における人身事故件数は約3万件となる。



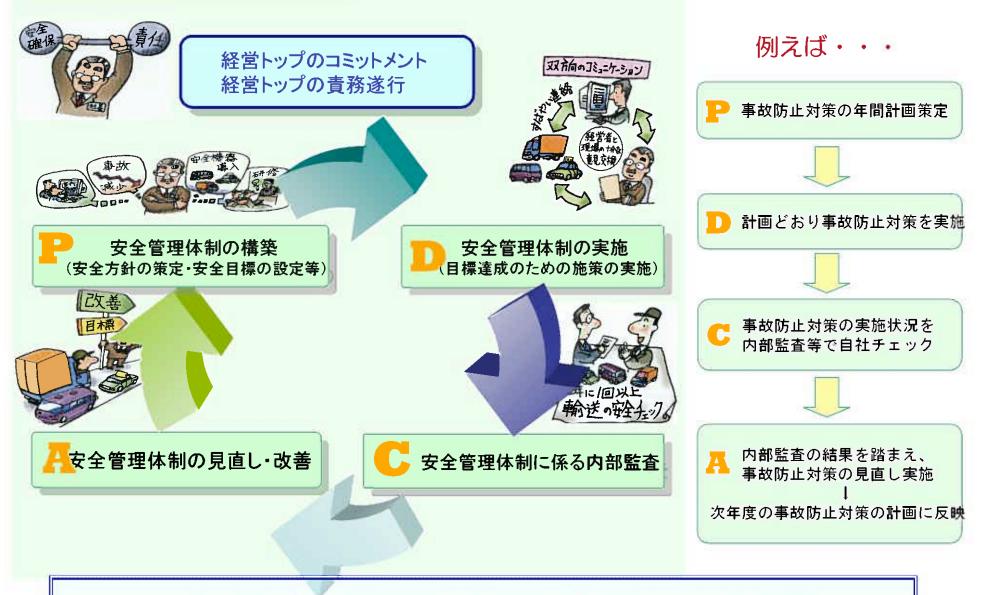
・10年間で人身事故件数半減

(平成20年56, 295件を10年後に<u>3万件</u>、中間年である5年後には<u>4万3千件</u>)

「3. 目標達成のため当面講ずべき施策」関係

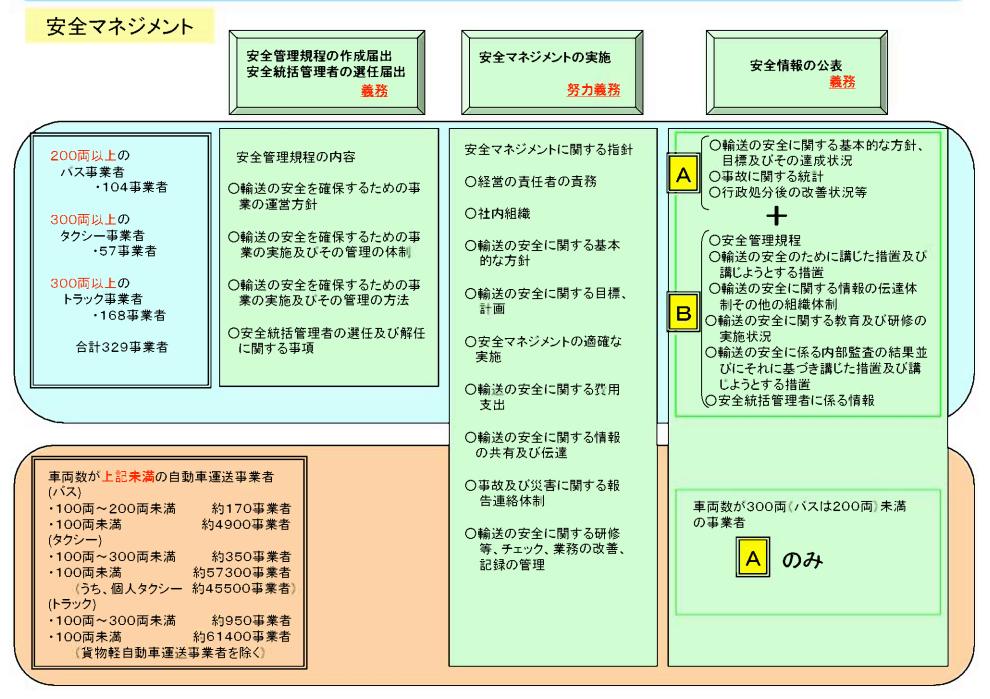
別表 1. 安全マネジメント(1)評価対象の中小規模事業者への拡大①

安全マネジメントの概要



経営トップから現場の運転者まで事業者全体として輸送の安全性の向上に努める

別表 1. 安全マネジメント(1)評価対象の中小規模事業者への拡大②



別表 1. 安全マネジメント(4) 中小規模事業者向け手引の作成①

安全マネジメントの実施に当たっての手引きの内容

安全管理規程等義務付け 事業者用	準大手事業者用	中小事業者用
 ○経営トップのリーダーシップ等組織に 関する事項 ー経営トップの責務、社内組織、安全 統括管理者の選任及び解任、安全 統括管理者の責務 	 ○経営トップのリーダーシップ等組織に 関する事項 −経営トップの責務、社内組織 	・社長等の責務に関する事項
 ○方針等に関する事項 −輸送の安全に関する基本的な方針、 重点施策、目標の設定、計画の作成 	 ○方針等に関する事項 −輸送の安全に関する基本的な方針、 重点施策、目標の設定、計画の作成 	・輸送の安全に関する基本的な方針 ・輸送の安全に関する目標の設定及 び計画の作成
〇実施に関する事項 ー安全マネジメント等輸送の安全に関 する重点施策の実施、費用支出及び 投資、情報の共有及び伝達、事故・ 災害等に関する報告連絡体制、教育 及び研修	〇実施に関する事項 ー安全マネジメント等輸送の安全に関 する重点施策の実施、費用支出及び 投資、情報の共有及び伝達、事故・ 災害等に関する報告連絡体制、教育 及び研修	 ・輸送の安全に関する計画の実施 ・輸送の安全に関する情報の共有及び伝達 ・事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統 ・輸送の安全に関する教育及び研修
○内部監査・業務の改善に関する事項 −輸送の安全に関する内部監査、業務 の改善	○内部監査・業務の改善に関する事項	・安全に関するチェック・業務の改善に 関する事項
 ○情報公開等に関する事項 −情報公開、輸送の安全に関する記録 の管理等 	○情報公開等に関する事項 −情報公開、輸送の安全に関する記録 の管理等	・情報公開等に関する事項 ・輸送の安全に関する記録の管理等

別表 1. 安全マネジメント(4) 中小規模事業者向け手引の作成②

(社)全日本トラック協会において、事業用自動車の保有車両が300両未満の中小規模事業者向けに作成した安 全マネジメントパンフレット(抜粋)



別表 1. 安全マネジメント(7)安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与

貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の概要

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者 全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、 事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する。

: 平成18年度

事業者数は62.567者

平成19年10月末現在 事業所数は86184所

安全性評価事業の開始時期及び認定事業所数等 平成15年度から実施

安全性優良事業所認定状況等

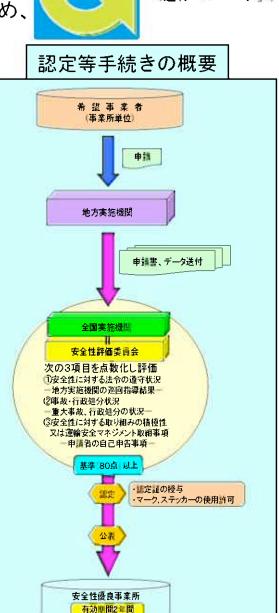
平成17年度	6,669事業所	参考 :平/
平成18年度	8,205事業所	事刻
平成19年度	9,712事業所	平原 事業

認定等手続き及び認定の有効期間

- 事業所からの申請に基づき、認定等の手続により評価及び認定等を行う(右図「認定等手続きの概要」及び右上図「認定マーク」参照)。
- ・ 有効期間:2年間

19年4月見直し事項

- ・安全性優良事業所としての有効期間を、初回更新事業所 3年間、複数回数更新事業所は4年間とした。
- 「安全性に対する取組の積極性」の選択的評価項目として、
 運輸安全マネジメントの実施状況に関する項目を加えた。



認定マーク

(通称「Gマーク」)

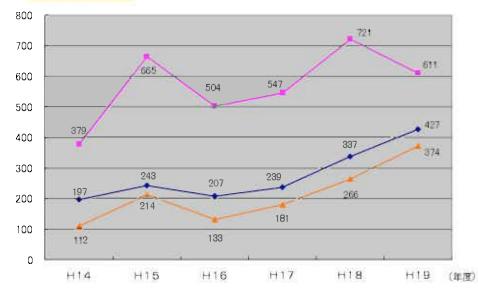
別表 2. 運行管理者制度(1)運転者に対する指導・監督内容の明確化①

タクシー

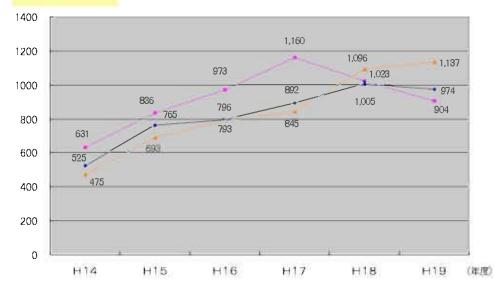
監査における指摘件数(件)

バス





トラック



出典:国土交通省資料

別表 2. 運行管理者制度(1)運転者に対する指導・監督内容の明確化②

指導・監督指針 ※旅客、貨物それそれあり。

〇 一般的な指導・監督

	・事業用自動車又はトラックを運転する場合の心構え
	・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項(旅客)
	・トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項(貨物)
	・事業用自動車又はトラックの構造上の特性
	・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項(旅客)
	・旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項(旅客)
内	・主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況(旅客)
_	・貨物の正しい積載方法(貨物)
容	 ・過積載の危険性(貨物)
	・危険物を運搬する場合に留意すべき事項(貨物)
	・適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況(貨物)
	・危険の予測及び回避
	・運転者の運転適性に応じた安全運転
	・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
	・健康管理の重要性
	 ・運転者に対する指導及び監督の意義についての理解
配	・日常的な指導及び監督の実施並びに計画的な指導及び監督の実施
配慮すべき事項	・運転者の理解を深める指導及び監督の実施
ァベナ	・参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用
ざ事	・社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し
項	・指導者の育成及び資質の向上
	・外部の専門的機関の活用

別表 2. 運行管理者制度(3)上級講習(仮称)

O 運行管理者に対する義務講習

名称	受講対象	講習項目	講習	時間	
		自動車運送事業に関する法令	5時間以上 (1日)		
		道路交通に関する法令			
		運行管理の業務に関すること			
一般講習	既に運行管理者として選任されている者又は運行管理 者の補助者として運行管理業務を行っている者	自動車事故防止に関すること			
		自動車運転者の指導教育に関すること		an 30.	
		自動車運転者の適性管理に関すること			
		その他運行管理者として必要な事項			
特別講習		自動車運送事業及び道路交通に関する法令並びに運行 管理の業務に関すること	2時間		
	重大事故又は法令違反による行政処分について相当の 責任を有する運行管理者	自動車事故防止のために特に必要な自動車運転者の指 導教育に関すること	2時間		
		自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関するこ と	2時間		
		事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び 事故防止対策の立案に関すること	2時間	(2日)	
		事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグ ルーフ討議	3時間		
		適性診断結果の運行管理の業務への活用に関すること	2時間		

(注) この表において、講習時間の1時間とは、正味講習時間が50分以上のものをいい、1日の正味講習時間が6時間を超えないものとする。

別表 2. 運行管理者制度(5)運行管理者の補助者の権限等の明確化

「補助者」が行った点呼において飲酒運転事案が発生した事例

<事例1:乗合バス>日時:平成18年12月9日 午前6時頃 (事故概要)

運転者が営業所に出勤し、朝、運行管理代務者が飲酒検査を行った際に、呼気から0.166mg/2が検出されたので、10分後に再検査を行ったところ0.141mg/2が検出された。これは、社内規定(0.10mg/2以下)を上回る数値であったが、当該運転者が栄養ドリンクとうがい薬によるものだと主張したため再検査を行わずに乗務させた。

<事例2:乗合バス>日時:平成20年8月22日 午前9時頃 (事故概要)

運転者は営業所に出社し点呼を受けた際、運行管理者補助者は酒気を感じなかったが、アルコール検知器から0.23mg/Qが検出 された。当該運転者は普段から強い臭いがする香水等を使用しており、それによるアルコール反応ではないかと運転者から申告が あったため、当該補助者は自身の香水をアルコール検知器で試験し、0.27mg/Qを検知したことから、異常値が出るものと判断し、再 度アルコールチェックをすることなく乗務を許可し出庫させた。その後、酒気を感じた乗客が下車後110番通報をしたため、終点で待 機していた警察官に任意同行を求められアルコール検査を受けたところ、0.20mg/Qが検出され、検挙された。

<事例3:タクシー>日時:平成19年10月28日 午前11時50分頃 (事故概要)

出勤後、運行管理補助者の乗務前点呼(対面)を受け出庫(運行管理補助者は運転者の顔色等は見た)。実車で走行していたところ、信号のない交差点において、乗用車と出会い頭で衝突した。警察に出頭し呼気測定をしたところ、0.10mg/2の酒気帯びが確認された。

<事例4:トラック>日時:平成19年9月19日 午前7時00分頃 (事故概要) 無認可営業所(車庫)に出勤後、運行管理補助者の乗務前点呼(電話)を受け出庫した後、トンネル内で前方を走行していた大型ト レーラを追越したところ、対向車線を走行してきた軽ワゴン車を発見し避けようとしたが間に合わず正面衝突した。 その後の調べにより、当該運転者の呼気から0.20mg/2のアルコールが検出された。 別表 2. 運行管理者制度(6) 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け①

点呼時にアルコールチェッカーを活用しなかったため飲酒運転事案が発生した事例

<事例1:タクシー>日時:平成19年5月13日 午前11時20分頃

(事故概要)

出勤後、運行管理者の乗務前点呼を受け、乗務開始。5回目の実車で目的地に向かっている途中、交差点で赤信号に変わったにも かかわらず、右折したところ対向車線にいたハトカーに停止を命じられ事情聴取された。その際、酒の臭いがしたことから呼気測定が 実施され、酒気帯びと判明した。

当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はなく、飲酒の有無については確認をしていなかった。

<事例2:タクシー>日時:平成20年4月4日 午前6時45分頃

(事故概要)

出勤後、運行管理者等の点呼を受けずに酒気帯び状態で出庫。空車で運行中、交差点に停車していたトラックに追突した。 当該営業所では、日報や運行記録紙(チャート紙)等を入れたケースが営業所内のテーブルに置いてあり、それを乗務員が無断で持ち出して出庫しており、点呼は行われていなかった。

当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はあるものの、運転者の自主性に任されており、使用されていなかった。

<事例3:トラック>日時:平成19年8月29日 午前4時25分頃

(事故概要)

出勤時、運行管理者は営業所内にいたが仮眠中であったため、乗務前点呼を受けずに出庫した後、前方を走行していた農耕トラクタに追突した。

その後、駆けつけた警察官が当該運転者のアルコール検査を行ったところ、酒気帯びが確認された。

当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はなく、飲酒の有無については確認をしていなかった。

<事例4:トラック>日時:平成20年9月10日 午前8時55分頃

(事故概要)

出庫予定時刻に遅れて出勤し、運行管理者と顔を会わすも乗務前点呼を受けずに出庫した後、渋滞のため停車していた軽乗用車に 追突し、更に前方に停車していた乗用車2台にも次々に衝突する計4台の玉突き事故となった。

その後の調べにより、当該運転者の酒気帯びが確認された。

当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はあるものの、使用したりしなかったりの状況であり、今回においては未使用であった。

別表 2. 運行管理者制度(6) 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け②

アルコールチェッカーの例(現在、市場に出ている代表的なもの)

- (例1) 簡易タイプ 金額:3,000円~1万円程度【仕様】
 - ●測定範囲 0.00~1.00mg/L
 - ●デジタル表示
 - ●コンパクトで、自由に持ち運びができる
- (例2) モバイル携帯タイプ(カメラ付き) 金額:9万円程度 【仕様】
 - ●測定範囲 0.050~1.00mg/L

●デジタル表示

●携帯電話のカメラを使用し、撮影された画像により運転者の 確認、場所の確認等をすることができる。

測定結果は、あらかじめ設定された営業所等のPCに自動 的にメール送信される。また、乗務員ごとに測定結果の管理 (1年間保存)ができる。

(例3) 営業所設置タイプ 金額:26万円程度

【仕様】

●測定範囲 0.050~2.000mg/L

●デジタル表示

●設置カメラにて運転者が撮影され、画面にて運転者の確認ができる。(画像の保存もできる)

測定結果は、リアルタイムで確認することができ、かつ、測定 結果(1年間)が保存できる。また、測定結果を必要に応じ簡 単にプリントアウトすることができる。



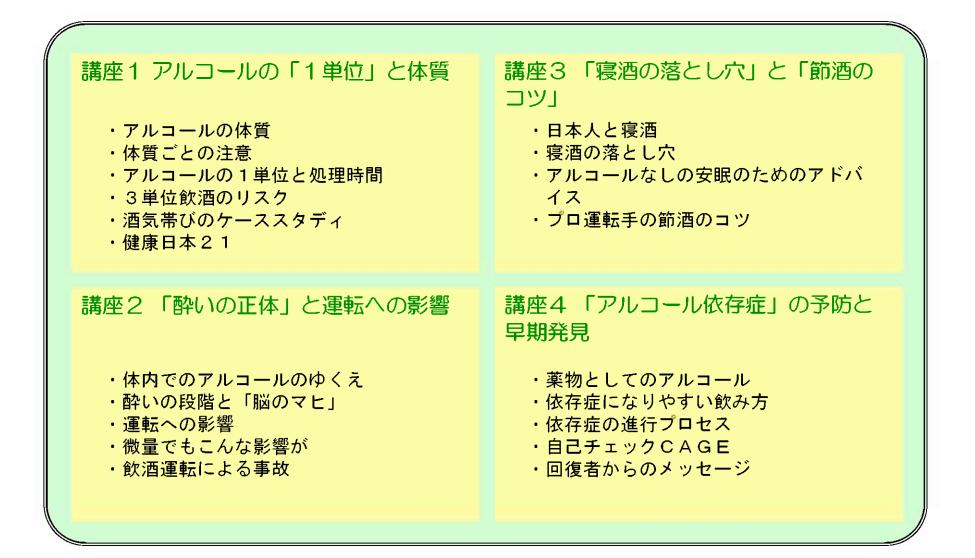




別表 2. 運行管理者制度(7)運行管理者講習等におけるアルコールに関する専門的教育

民間団体における飲酒運転教育(例)

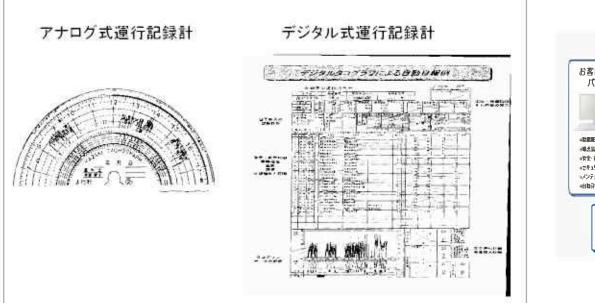
〇飲酒運転防止研修用DVD (ASK (アルコール薬物問題全国市民協会) 資料提供)

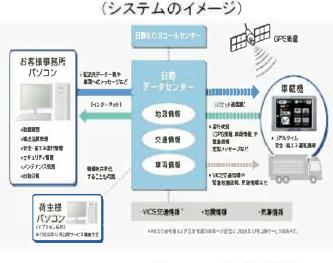


別表 2. 運行管理制度(8)運行記録計の義務付けの拡大①

運行記録計

運行記録計の記録により車両の運行実態の把握ができ、その記録内容分析 を行い、乗務員指導、労務管理などのへの活用が可能 デジタル式運行記録計の中には、通信技術 の活用により車両の運行情報(位置情報、ド ライバーの運転操作など)をリアルタイムで 把握可能なシステムも存在する





(日野自動車ホームページより)

義務付け対象

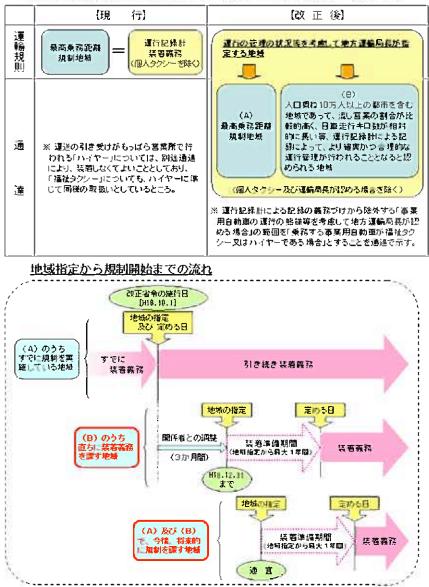
乗合バス	貸切バス	タクシー	トラック
始点から終点までの距離が100kmを 超える運行系統を運行する自動車	全車両	最高乗務距離を定める地域、流しの営業が多いと認め られる地域として地方運輸局長が指定する地域内の営 業所の自動車(個タクを除く) ※指定状況 都市部を中心に約一割の営業区域を指定	 ・車両総重量8t以上、最大積載 量5t以上の自動車 ・特別積合せ貨物運送に係る運 行系統に配置する自動車

別表 2. 運行管理制度(8)運行記録計の義務付けの拡大②

н

タクシーの運行記録計の義務状況

タクシー事業に係る運行記録計による記録について(運規第26条第2項)



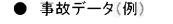
運行記録計による記録を義務づける地域の指定状況

運輸局	営業区域	指定日	定める日 (実施日)	最高乗弱 距離	対象車両 故
北海道	(1) 扎幌市、紅別市、石狩市(ただし、平成17年10月 1日に編入された旧厚田村没び旧浜盛村の区域を除く。) 没び北広島市の区域 (2) 小博市の区域 (3) 図館市(ただし、平成16年12月1日に編入された 旧南京部町の区域を除く。) 及び北斗市の区域 (4) 旭川市の区域 (5) 室間市の区域 (6) 苫小牧市の区域 (6) 苫小牧市の区域 (7) 釧路市(ただし、平成17年10月11日に新設された 釧路市における旧釧路市の区域に限る。) 及び釧路町 の区域 (8) 帯広市の区域 (9) 北見市(ただし、平成18年3月5日に新設された北 見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。) の区域	H18.12.20	H19.12.20	_	9.378
東北	汕台市	H18.12.22	H19.12.1	-	2.965
北陸信越	新潟交通圏(新潟六(新潟市のうち、平成17年3月21 日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入され た旧登栄市、旧藩原郡亀田町の区域)、北藩原郡聖籠 町の区域)	H20.4.25	H21.4.1	_	1.389
	特別区•武三交通圈, 京浜交通圏	H18.9.27	H18.10.1	365km	41.445
関東	東京:北部摩交通圏、南部摩交通圏、西部摩交通圏 神奈川:県央交通圏、湖南交通圏 千荒:京荒交通圏 埼玉:県南西部交通圏(東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 入間郡越生町、比企郡滑川町、廃山町、小川町、とき がわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び 狭父郡東狭父 村の区域を除く。)	H18.12.28	H19.12.27	_	9.959
中部	名古屋交通圈	H18.12.25	H19.12.1	-	6,986
近畿	大阪:大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東 大阪市、八尾市、堺市(平成17年2月1日に得入され た旧南河内部美原町の区域を除く。) 京都:京都市(平成17年4月1日に得入された旧北浜 田郡京北町の区域を除く。) 兵庫:神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、明石市	H18.10.1	H18.10.1	350km	29.630
	大阪:池田市、箕面市、茨北市、高源市、摂津市、三 島郡、松原市、藤井寺市、泊原市、羽曳野市、伊丹 市、宝塚市、川西市、川辺郡	H18.12.28	H19-12-28	-	
	島郡、松原市、藤井寺市、柏原市、羽曳野市、伊丹	H18.12.28 H20.5.1	H19 12 28	-	811
中国	島郡、松原市、藤井寺市、泊原市、羽曳野市、伊丹 市、宝塚市、川西市、川辺郡		05		8 371

別表 2. 運行管理者制度(9)映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化①

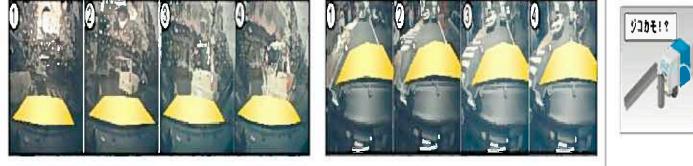
映像記録型ドライブレコーダ

・前方記録用小型カメラを備え、一定の加速度(減速度)を感知した 場合(トリカー)に、トリガー前後の車両前方の映像や減速度等の 車両データを記録することにより、事故やヒヤリハット時映像の記録 が可能。 映像記録型ドライブレコーダの中には、通信 技術の活用により、事故等により記録された 映像等のデータを自動的に事業所に転送す ることが可能なシステムも存在する



急停止した先行ワコン車に追突

● ヒヤリハットデータ(例)
 突然自転車が横断、あわや衝突





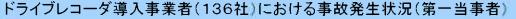
<u>普及状況(H20.3)</u>

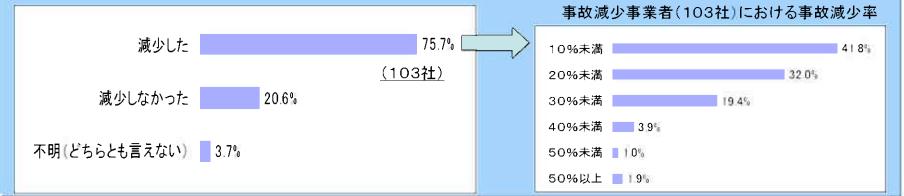
	乗合バス	タクシー	営業用トラック	一般向け(参考)
普及率 (出荷台数/車両台数)	8.6*	49.0%	5.6*	0.1*,

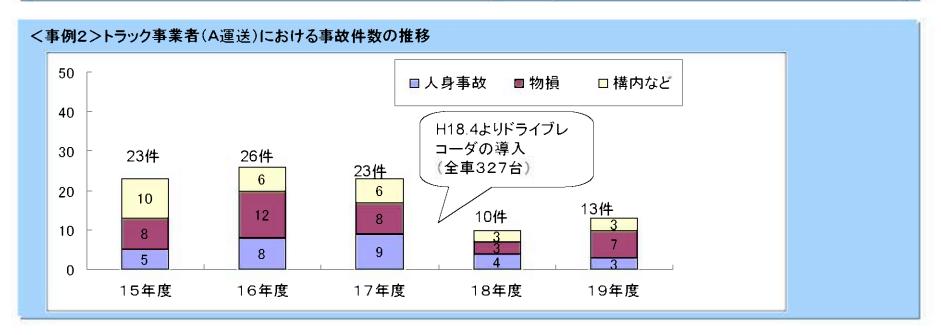
別表 2. 運行管理者制度(9)映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化②

映像記録型ドライブレコーダの事故防止効果事例

く事例1>東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合加入事業者204社に対するアンケート調査結果(平成19年10月)







別表 2. 運行管理者制度(9)映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化③

IT機器に関する補助制度の概要

エコドライブ(EMS)導 入支援制度	NEDO(独立行政法 人新エネルギー・産 業技術総合開発機 構)、国土交通省	対象経費(対象機器の 購入費用及び取付費 用)の1/3
デジタル式GPS-AV Mの普及事業	NEDO	GPS-AVMの基地局 関連機器導入価格の1 /3
東京都映像記録型エコ トライブ支援機器導入 支援事業	東京都	映像記録型エコドライブ 支援機器の本体、解析 ソフト等の本体の1/2
ドライブレコーダー導入 助成事業業	(社)日本バス協会	ドライブレコーダー車載 器について定額(1万 円)
EMS(エコドライブ管 理システム)・ドライブ レコーダー機器導入促 進助成事業	(社)全日本トラック 協会	ドライブレコーダーの車 載器について定額(1万 円)
安全装置(映像記録型 トライフレコーター)装 着に関する助成	(社)東京都トラック 協会	車載器、解析ソフトそれ それに定額(5万円)を 上限に助成
事故防止機器助成	全国トラック交通共 済共同組合連合会	ドライブレコーター、デ ジタコ等について各共 済組合の予算内で助成

IT機器に係る助成例(平成20年度)

エコドライブ管理システム(EMS)導入支援制度

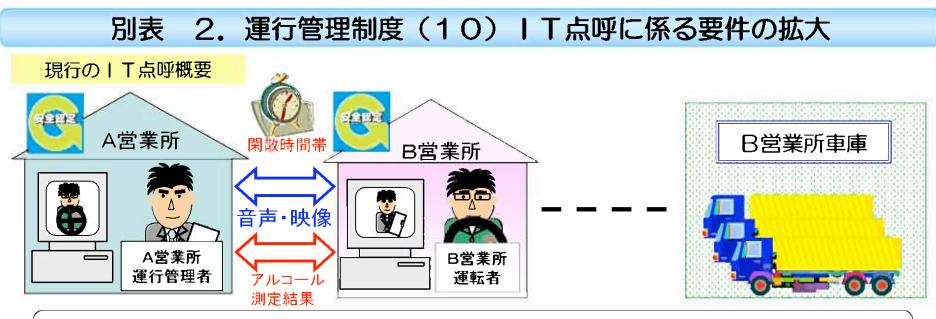
トラック・バス・タクシー
基準者などのEMSM
連連器導入
費用の
一部を
新助

国土交通省では、自動車運送事業者等のエコドライブを推進するため、経済産業省と連携してエコ ドライブ管理システム(EMS)用機器の導入に対する支援を実施します。具体的には、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のエネルギー使用合理化事業者支援事業を活用し ます。

自動車運送事業者の皆さんは、EMS用機器について、リースによる導入を希望する場合、EMS普及事業者((財)運輸低公害車普及機構等)に参加申込みを行っていただき、EMS普及事業者とEMS用機器のリース契約を締結して、エコドライブ実施データを定期的にEMS普及事業者に報告することとなります。

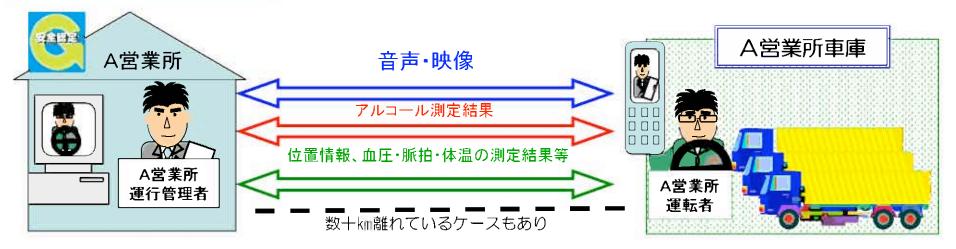






運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況が確認でき、かつ、飲酒状況に関する測定結果が自動的に記録・保存できる機器を使用し、点呼を実施するもの。なお、機器は営業所に設置されたものでなければならない。

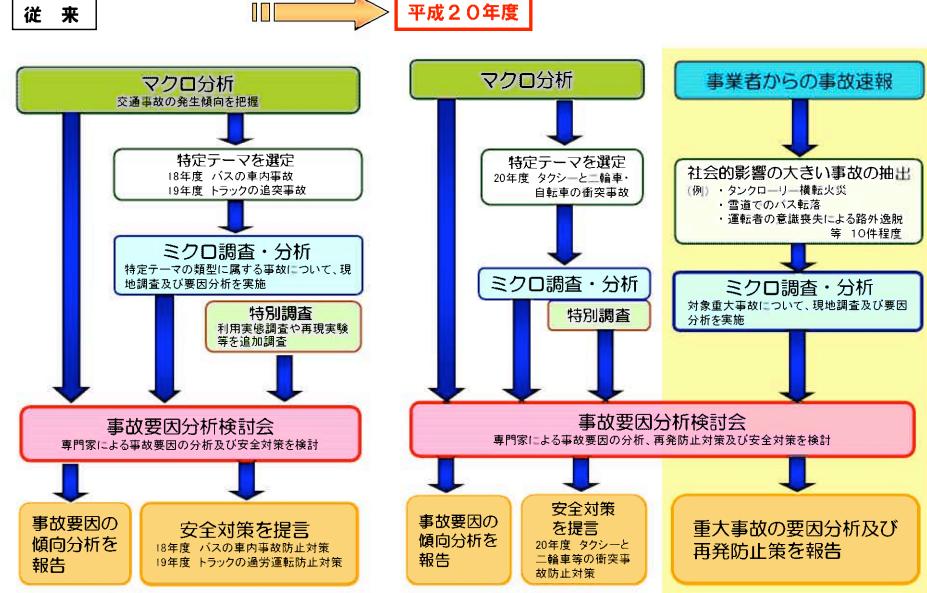
実証実験でのIT点呼概要



実証実験では、カメラ付き携帯電話を使用し、これまでの固定機器に代わり <u>移動端末</u> でのIT点呼を検証している。また、実施場所についても営業所に限らず、<u>車庫</u>における点呼を検証している。

別表 3. 事故情報の活用充実(1)業界全体での事故情報の共有①

自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会



別表 3. 事故情報の活用充実(1)業界全体での事故情報の共有②

自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会

調查·分析事例

平成21年3月5日現在

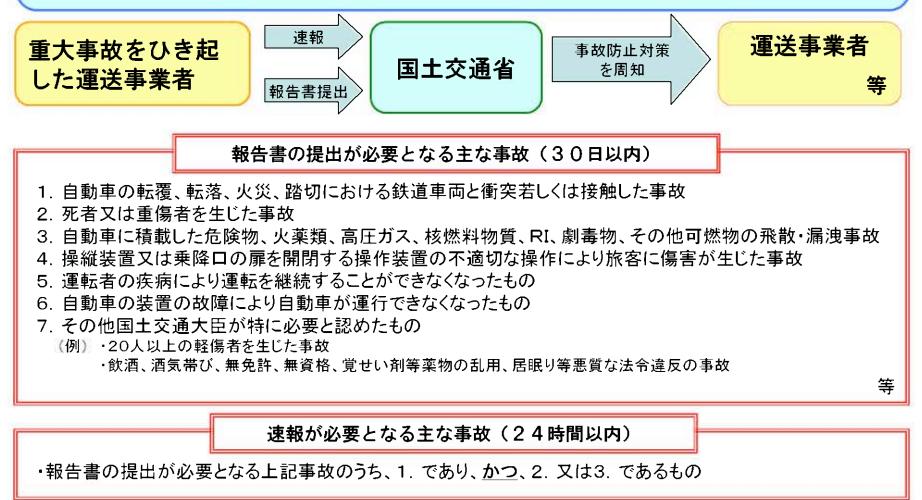
	with a Court		発生場所	事業	事故	1	死傷状況	s	all and an all and
No	遵輸局	発生年月	(道路名)	の利用期	等の種類	死亡	重傷	軽傷	当時の状況
6	ukat	20.1	山飛 県 約岡市 (国 道)	東合	健康 起因	0	0	o	高速バスが国道を走行中、トンネル内で運転者の具合が悪くなり急激が凝結 となったため、縁石に2回接触した。気付いた乗客が、ハンドルを握って縁石 に接触させながら減速させ、意識が回復した運転者がブレーキをかけて停車 した。
z	1213K	20.1	青森県青森市 (国道)	ាមា	転務	E	2	20	当該貸切バス運転者は、国道を市中心部に向け運行中、圧害凍結の下り場 右カーブで浅速が遅れ、ガードレールを突き破り、道路左側の谷(約5m)に 当該車両の左側面を下にして転落した。この単故により、乗客1名が死亡し、 乗客2名が重傷、乗客20名が軽傷を負った。
э	1933 M	20.7	東京都大田区 (その他道路)	秉合	延傷	Ē	o	0	当該パス運転者は、駅のパスロータリーのパス停から発車したところ、右側から歩いてくる歩行者に気づき一旦停車、その後、歩行者が立ち止まって譲っ てくれたため再発進したところ、パスの車外から「止まれ!」という声が聞こ え、停車して車外を確認したところ別な歩行者を巻き込んでいた。この罪故」 より、歩行者が死亡した。
4	(Stak	20.9	埼玉県本庄市 (その他道路)	東合	車内	E	o	o	当該パス運転者は、当該バス停において待っていた2名を乗車扱いしていた 際、1名が乗車してもう1名が乗車しようとしたところ、当該運転者は乗車した ものと制造いし、原を開めて発車したため。乗ろうとしていた乗客が転倒して バスの後輪で両足を睽過した。この軍故により、バスに乗ろうとしていた乗客 が死亡した。
5	(219K	20.8	東京都板橋区 (自動車専用道 路)	货物	4 元務	o	1	o	当該トラクタ・トレーラ運転者は、東京でガソリン(16kl)軽油(4kl)を積載し、 自動車専用道路を運行中、他路線との合流所付近カーブにおいて横転し、 壁に衝突して、その衝撃でタンクの茎が開き漏れた精み荷に引火して炎上した。この事故により、当該運転者が重傷を負った。
5	42:35	20.2	岐阜県瑞穂市 (その他道路)	-	衝突	12	2	- 1 .1	路線パスが業者13名を業せ運行中、県道交差点を直進しようとしたところ、 交差する道路の左側から交差点に進入してきたトレーラーと衝突した。衝突 によりパス運転者が車外に投げ出されたため、路線パスは運転者不在のま ま約50m走行し、道路左側の駐車場の鉄柱に衝突して停止した。この事故 より、パス運転者が死亡し、パスの乗客13名が正軽傷を負った。
7	42.58	20.4	長野県木曽郡木 曽村(国道)	貨物	衝突	O	ĩ	a	トラックが国道を走行中、緩やかなカーブでセンターラインをオーバーし、左口 急ハンドルを切ったが、対向車両もハンドルを切り、車両前部右面が衝突した。相手方車両の運転者が正傷を負った。
8	九州	20.9	大分県攻珠郡九 進町 (その他道路)	货物	衝突	o	o	J.	トラックが上り下りの続く山間部を走行し、T字交差点に差し掛かったところ、 その手前でブレーキ故障に気付き、センターブレーキで減速したが間に合わ ず、交差点に進入、右折して横転し火災となった事故。当該運転者が軽傷を 負った。
9	(P.86	20.7	愛知県半田市 (国道)	東用	死傷	1	o	o	当該タクシーが空車にて片側2車線の道路を走行中、道路右手より大声がしたため、そちらに目を向けたところ、前方の道路上に倒れていた人に気付か ず、轢過して死亡させた事故。
10	41(*)	20.8	間山県新見市 (自動車専用道 路)	计切	個突	0	o	o	貸切バスが高速道路を走行中、運転者は時々限気がさしていたにもかかわ らずそのまま走行し、当該軍故現場で中央分継帯を突き破り、対向車線に出 で停車した事故。この事故により、運転者と乗客の2人が軽傷を負った。
11	1]1 [B]	20.4	大阪府柏原市 (自動車専用道 路)	讨切	死儲	o	0	10	トンネル内において、貸切バスが渋滞で減速したトラックや乗用車等合計3台 に追突した。この事故により、乗客6名と乗用車等の4名が軽傷を負った。

別表3.事故情報の活用充実(2)事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し

重大事故報告制度の概要

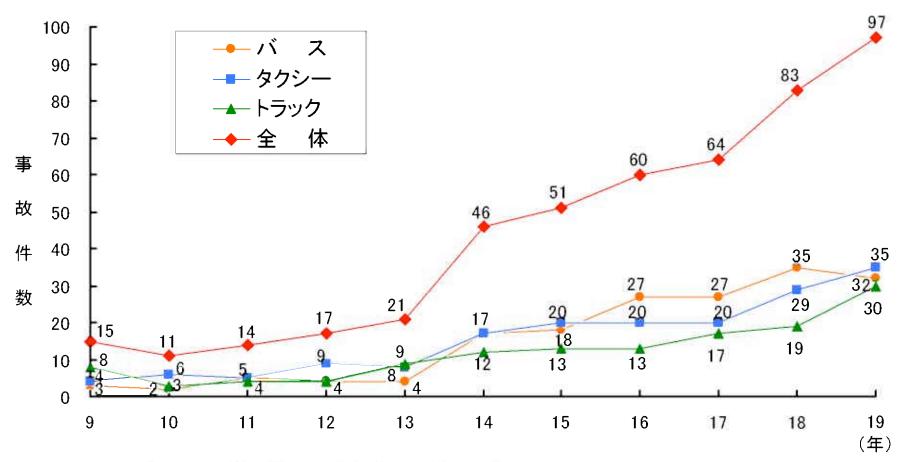
● 重大事故をひき起こした運送事業者は、24時間以内に事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報し、30日以内に報告書を提出することとされている。

● 国土交通大臣又は地方運輸局長は、必要に応じ事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車分解整備 事業者その他の関係者にこれを周知させることとなっている。



別表 4. 運転者対策の充実・強化(1)運転者の健康管理に係る指針の作成

健康起因の事故発生状況

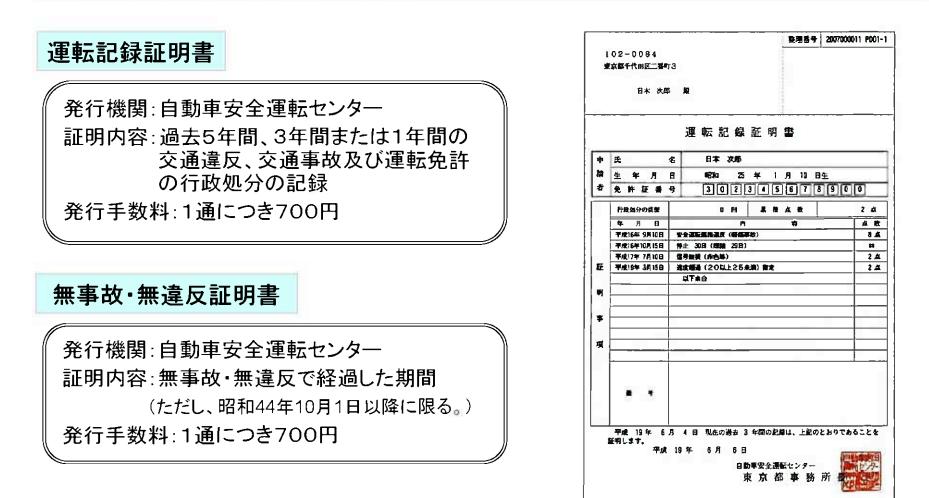


出典:国土交通省資料(自動車事故報告規則に基づく報告書より作成)

別表 4. 運転者対策の充実・強化(2)事故歴等の把握①

運転者の事故歴等の把握

地方運輸局等は、自動車運送事業者に対し、新たに運転者として雇い入れた者については、自動 車安全運転センターが発行する運転記録証明書を取得するなどして運転者の過去の事故歴等を 把握するよう、指導することとされている。



別表 4. 運転者対策の充実・強化(2)事故歴等の把握②

適性診断の概要

運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能等について、心理・生理面から個人の特性を把握し、 運転者に対し安全運転に役立つようきめ細やかなアドバイスを与えることを目的として実施。 平成13年9月(旅客は平成14年2月)からは、初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者に対 する診断を新たに設定し、受診を義務付けているところ(義務診断)。

種類	対象者	受診時期	診断時間	内容
一般診断	任意	任意	約2時間	運転性向の基本要因に係る諸特性を測定。
初任診断	初任運転者	事業用自動車の運転者と して選任する前	約2時間20分	プロドライバーとしての自覚、事故の未然防止 のための運転行動等の留意点等を助言・指導。
適齢診断	高齡運転者	65歳以上75歳 未満の運 転者は3年に1回。 75歳以上:1年に1回。	約2時間20分	加齢による身体機能の変化、運転行動への影 響を認識させ、身体機能の変化に応じた運転 行動を助言・指導。
特定診断	死亡又は重傷事故を 起こし、かつ、当該事 故前の1年間に事故を 起こしたことがない者。 軽傷事故を起こし、か つ、当該事故前の3年 間に事故を起こしたこ とがある者。	事故を起こした後、再度、 事業用自動車に乗務する 前。	約2時間40分	交通事故の状況等を聴取し、運転経歴等を参 考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動 等を助言・指導。
特定診断Ⅱ	死亡又は重傷事故を 起こし、かつ、当該事 故前の1年間に事故を 起こした者。		約5時間	交通事故の状況等を聴取し、事故を引き起こ す運転特性及び背景要因等を参考に、運転行 動等について助言・指導。

別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(1) 監査要員の増員

監査担当組織及び職員数の推移

監查担当組織

 ○ 平成14年7月、地方運輸局及び運輸支局において、事後チェックに対応した監査組織を整備
 ○ 平成18年7月、スタッフ制に移行し(地方運輸局に自動車監査官を、運輸支局に運輸企画専門官(監査担当)を配置)、監査を弾力的に行える体制を整備するとともに、監査担当職員を大幅に 増員

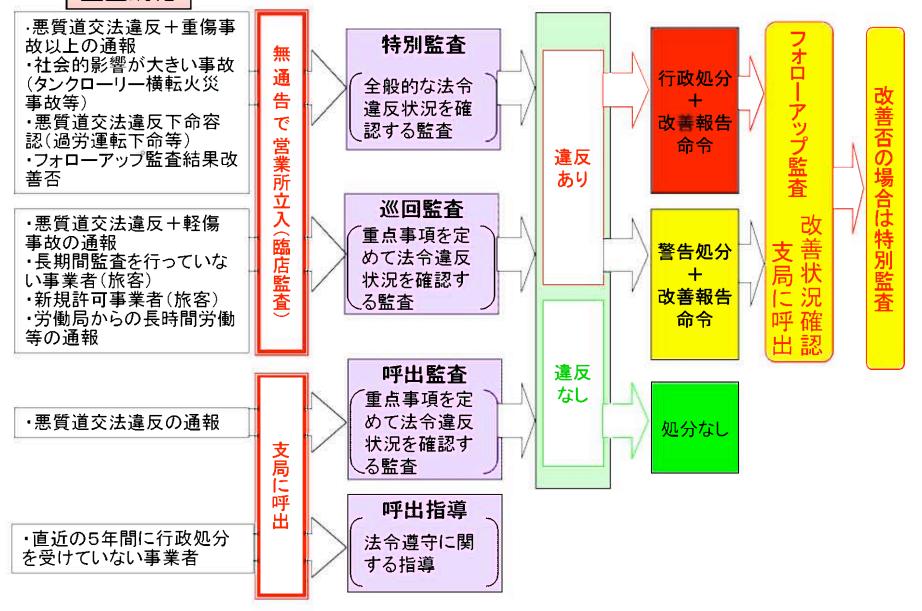
監査担当職員数の推移

監査担当職員数の推移								
	地方運輸局	運輸支局	合計					
平成14年7月	45	63	108					
平成15年度末	45	63	108					
平成16年度末	45	65	110					
平成17年度末	45	76	121					
平成18年度末	60	106	166					
平成19年度末	67	133	200					
平成20年度末	67	163	230					

別表 6.事後チェック機能の充実・強化(2)効率的な監査の実施①

監査・処分の全体イメージ

監査端緒



別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(2)効率的な監査の実施②

監査の種類

(1)事業者の営業所に出向いて実施する監査(臨店監査)

- 特別監査 社会的影響の大きい事故を引き起こした事業者等に対し、全般的な法令違反状況を確認する監査
- 巡回監査 事故、苦情又は都道府県公安委員会等からの通報等により、法令違反の多いと疑いがある事業者等 に対し、原則として重点事項を定めて行う監査

(2)事業者を運輸支局に呼び出して実施する監査

- 呼出監査 都道府県公安委員会等からの通報等により、違法性があり、監査を必要とする場合に事業者を呼出し、原則として重点事項を定めて行う監査
- 呼出指導 法令違反のみられない事業者について呼出方式で行う法令遵守に関する指導

監査の対象

制裁的監査(法令違反事業者等に対する行政処分を視野に入れた監査)(例)	予防的監査(事故を引き起こす又は法令違反を犯す前 の予防的な監査)(例)
 ・事業用自動車の運転者が明らかに第一当事者と推定される死亡事故及び悪質違反(※)を伴う事故等で社会的に影響の大きな事故を引き起こした事業者(特別監査) ※悪質違反:酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、 薬物等使用運転、無免許運転、無車検 (無保険)運行及び救護義務違反(ひき 逃げ) ・事業用自動車の運転者が悪質違反を犯した事業者 (特別監査) ・事故・苦情や労働基準当局、都道府県公安委員会等からの通知を受けた事業者 (巡回監査等) 	 ・概ね6月以内に運輸開始した新規許可事業者若しく は営業区域拡大の認可を受け、又は増車の届出を 行った事業者(巡回監査) ・営業所に出向いて実施する監査を長期間実施してい ない事業者(巡回監査) ・監査等の結果により行政処分を受け、事業の改善の 状況の報告を課した事業者(呼出監査) ・監査等の実施結果により、行政処分等を受け、事業 の改善についての呼出出頭及び改善の状況報告を課 した事業者であって、出頭を拒否した者、報告内容 が履行されず事業の改善が見られない者 (特別監査)

別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(2)効率的な監査の実施③

監査における主な確認事項

<u>.事業計画の遵守状況</u>

営業区域、営業所、事業用自動車車庫、事業用自動車の数

2. 社会保険等の適正加入状況

トラック事業、タクシー(特定特別監視地域の新規事業者)事業に限る。

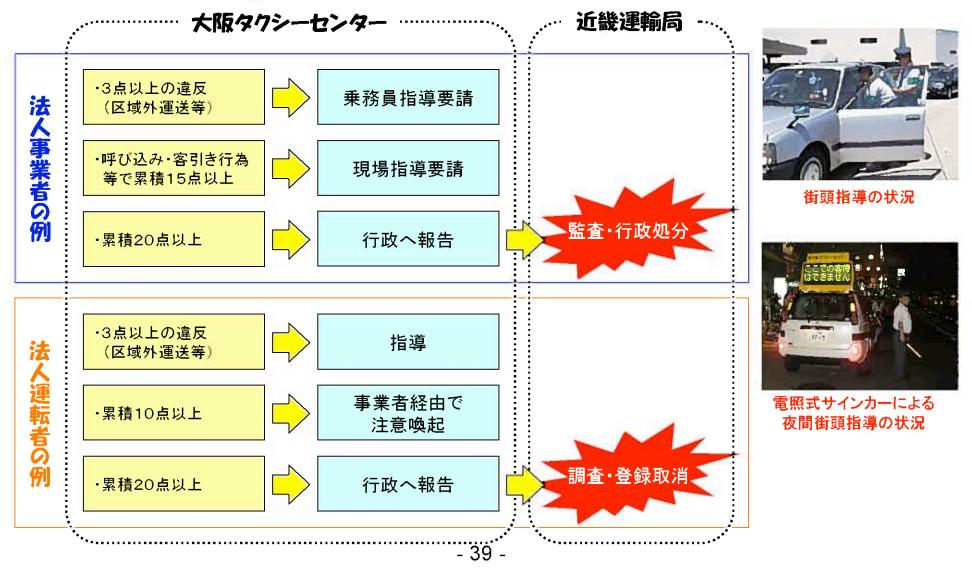
- 3. 運行管理の実施状況
 - ・運行管理体制の整備(運行管理者の選任・指導監督、運行管理規程に係る規制の遵守)
 - ・過労運転等の防止(勤務時間・乗務時間等に係る基準の遵守、運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁止等)
 - ・点呼の実施、点呼の記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存、運行記録計による記録・記録の保存
 - ・運転者の選任に係る規制の遵守(特に日雇い等)
 - ・運転者の指導監督(事故惹起者・初任者・高齢者の特別指導・適性診断の受診及びタクシーにおける新任者の 10日間の指導)
 - ・事故の記録・保存、自動車事故報告規則に基づく事故の報告、事故防止対策の実施
 - ・運行管理者に対する研修の受講(死亡・重傷事故又は違反を惹起した営業所の責任ある運行管理者に対する 特別講習を含む。)
- 4. 車両管理の実施状況
- ・定期点検の実施等
- ・車両管理体制の整備(整備管理者の選任等)
- ・整備管理者に対する研修の受講 等

5. 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(2)効率的な監査の実施④

大阪タクシーセンターにおける違法行為に対する措置

大阪タクシーセンターにおいて、道路運送法等関係法令に違反する行為の防止及び是正を図るための指導業務 を効果的に推進するため、街頭指導及び苦情処理において現認又は確認した違法行為に点数制度を導入するな どの取扱いについて、「タクシー乗務員等の違法行為に対する措置要綱」として近畿運輸局が平成18年8月に制定 し、同年10月から適用開始。

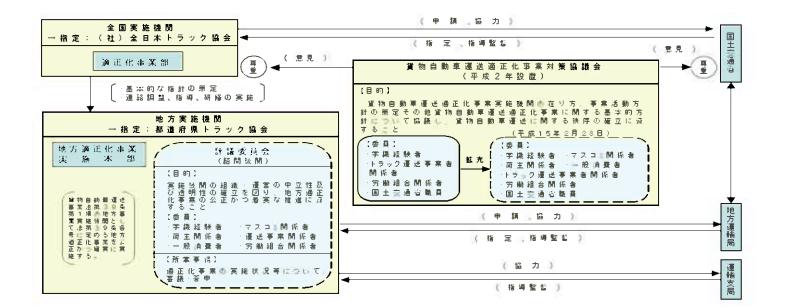


別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(3)連携する民間団体職員に対する研修

トラックに係る運送適正化実施機関の概要

全国実施機関(社団法人全日本トラック協会)は、全国適正化事業として、地方適正化事業の 円滑な実施を図るための基本的な指針の策定、連絡調整、指導、適正化事業指導員に対する 研修、広報・啓発活動を行っている。

地方実施機関(各都道府県トラック協会)は、地方適正化事業として、トラック運送事業者に対する指導、広報・啓発活動、苦情処理、地方運輸局等に対する協力等の活動を行っている。



地方実施機関の巡回指導件数

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
全国計	22, 995	24, 319	27, 261	30, 549	31, 174	

※巡回指導の結果、事業者評価がD(調査項目に占める「適」の割合が60%~70%未満)又はE(60%未満)であって 改善が図られない場合は、巡回監査の対象となる。

別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(4) 監査における関係省庁間の連携

<厚生労働省との連携>

〇地方運輸局と労働基準監督機関との合同監査・監督

地方運輸局と労働基準監督機関が連携し、事業の適正な運営を確保し、過労運転防止等の輸送 の安全を図るためのより効果的な指導を行う観点から、合同監査を実施

(タクシー事業については平成18年4月から、自動車運送事業全体について平成20年4月から実施)

自動車運送事業の合同監査・監督の実施状況(平成20年度上半期(4月~9月))

〇社会保険等の未加入状況等の通報制度

自動車運送事業者の社会保険及び労働保険への未加入状況について、地方運輸局が地方社会保険事務局又は都道府県労働局への通報を実施 (トラック事業は平成16年度、バス・タクシー事業は平成18年度から実施)

	社会保険	労働保険	合計
平成16年度	2,075	412	2,487
平成17年度	1,853	504	2,357
平成18年度	2,130	472	2,602
平成19年度	2,345	632	2,977

自動車運送事業者の社会保険等の未加入通報件数(件)

〇社会保険等の未加入事業者対策の運用状況(トラック事業)

監査において確認された未加入事業者に対する関係機関への照会件数(平成20年7月~12月末)

社会保険照会件数	139件	労働保険照会件数	99件
----------	------	----------	-----

別表 6.事後チェック機能の充実・強化(6)処分基準の強化

行政処分の概要

行政処分等の基準により、法令の条項ごとの処分量(日車)を定め、違反事項に応じた処分量を足し上げ、処分 日車数を決定し、違反点数として管理(処分日車数10日車までごとに1点、違反点数の累積期間は3年)

<u>1. 処分日車数の決定</u>

道路運送法、貨物自動車運送事業法等の違反が確認されれば、行政処分等の基準に基づき、処分日車数(違反点数) を決定し、違反点数に応じて、車両の使用停止、営業所の事業停止、事業許可取消等の行政処分を実施

(《参考》主な行政処分量(日車)

①飲酒運転
 ②改善基準告示の未遵守
 ③点呼の実施違反

初回違反	:	8	0	日車
初回違反	:	最大 1	Ó	日車
初回違反	:	最大3	0	日重

再違反	:		2	4	Ó	日車
再違反	:	最大	.1	2	()	日重
再違反	:	最大		9	0	日車

<u>2. 行政処分</u>

(1)車両の使用停止 → 使用停止の車両数は、旅客事業にあっては運輸局ごとに、トラック事業にあっては処分日車数 及び営業所の所属車両数に応じ全国一律に、規定

<u>「《旅客事業》関東運輸局(タクシー)の例</u>

①停止車両数 処分日車数を15で除して得た数(端数は切り上げ)

【②処分期間 処分日車数÷停止車両数

(2) 事業停止

次のいずれかに該当する場合には、最大6ヶ月の期間営業所における事業を停止

① 処分日以前3年間の累積点数と合わせて50点を超える場合

~ トラック事業にあっては、①の外

② 一の運輸局の管轄区域における累積点数が30点以下で270日車以上の処分日車数の場合

③ 一の運輸局の管轄区域における累積点数が31点以上で180日車以上の処分日車数の場合

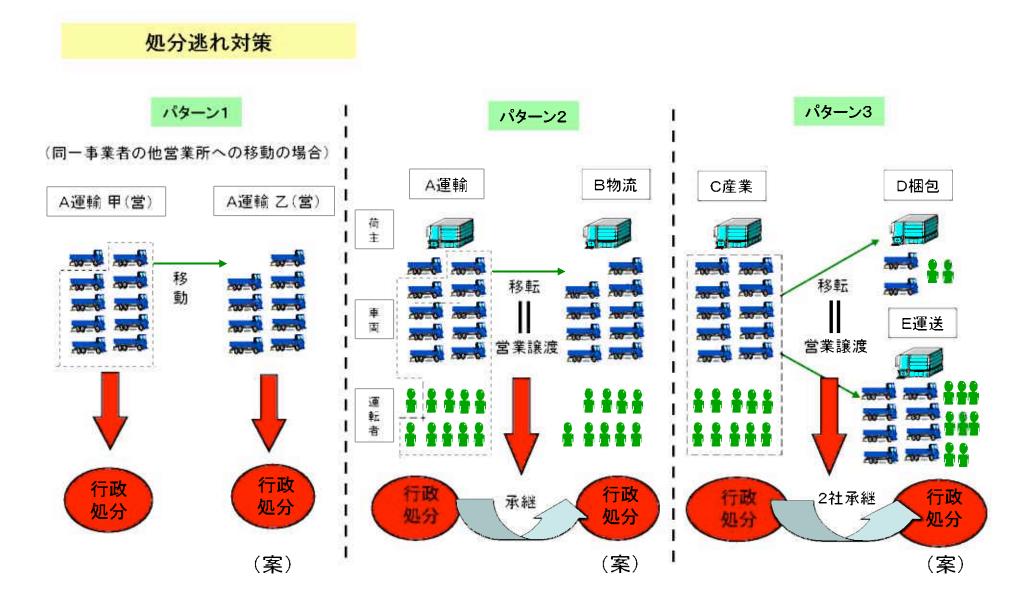
(以下の場合においては、違反点数と関係なく事業停止の行政処分を実施)(平成18年8月以降実施)

- ④事業者ぐるみで過労運転や酒酔い運転等の悪質違反を命じ又は容認していた場合(7日間の事業停止)
- ⑤ 事業用自動車の運転者が過労運転や酒酔い運転を伴う事故を引き起こした場合であって、当該違反行為を防止するための事業者の措置が不十分であった場合(3日間の事業停止)

(3)事業許可取消

処分日以前3年間の累積点数と合わせて80点を超える場合

別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(7)処分逃れの防止①



別表 6. 事後チェック機能の充実・強化(7)処分逃れの防止②

現行における処分基準

- 〇一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(抜粋)
 - 2.法令違反に係る点数制度
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者たる法人の分割があったときは、分割により一般乗合旅客自動車運送事業を承継した法人は、分割前の法人の違反点数をそれぞれ承継するものとする。
 - (6) 一般乗合旅客自動車運送事業の一部の譲渡があったときは、譲渡人及び譲受人のそれぞれが譲渡人の 違反点数を承継するものとする。
- 〇一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(抜粋)
 - 2.法令違反に係る点数制度
 - (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の分割があったときは、分割により一般乗用旅客自動車運送事業を承継した法人は、分割前の法人の違反点数をそれぞれ承継するものとする。
 - (6) 一般乗用旅客自動車運送事業の分割譲渡があったときは、譲渡人及び譲受人のそれぞれが譲渡人の違反点数を承継するものとする。
- ○貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(抜粋)
 - 3 違反点数制度
 - (5) 事業者たる法人の合併があったときは、合併後の法人は、合併前のそれぞれの法人の営業所に付されて いた違反点数をすべて承継するものとする。
 - (6) 事業者たる法人の分割があったときは、分割により一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を承継した法人は、承継した営業所の所在する管轄区域内の分割前の法人の営業所に付されていた違反 点数をそれぞれ承継するものとする。
 - (7) 上記(5)及び(6)の規定は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の譲渡し、譲受け及 び相続の場合に準用する。

参考:建設業における処分逃れ対策

- 〇「建築業者の不正行為等に対する監督処分の基準(通達)」(抄)
- 7. 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

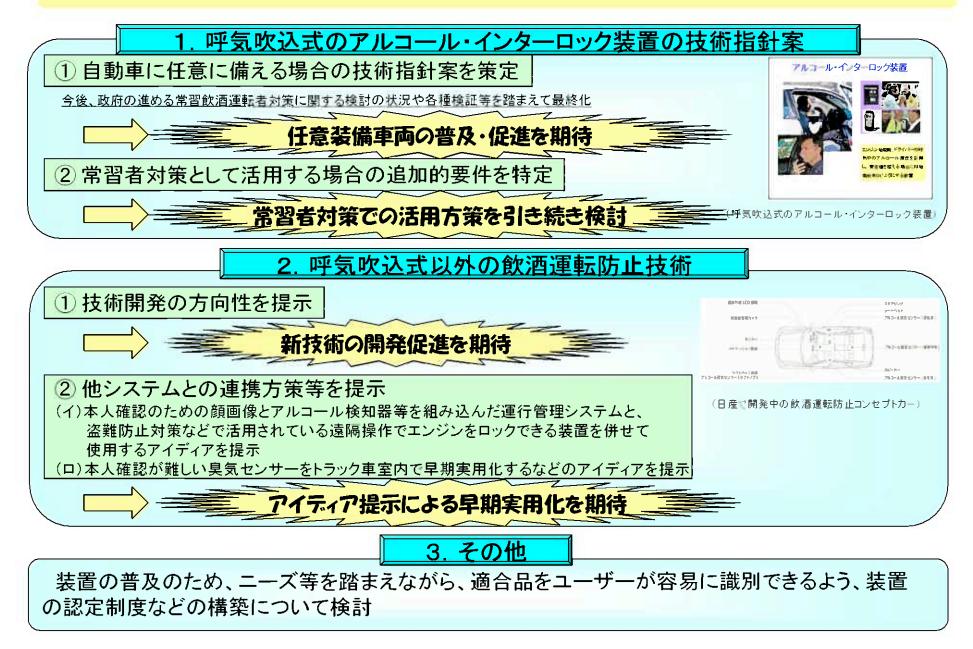
不正行為等を行った建設業者(以下「行為者」という。)に不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡かあった場合で、 行為者の営業を承継した建設業者(以下「承継者」という。)の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を 有すると認められるとき。

1 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。

2行為者及び承継者かともに当該建設業を営んている場合には、両社に対して監督処分を行う。

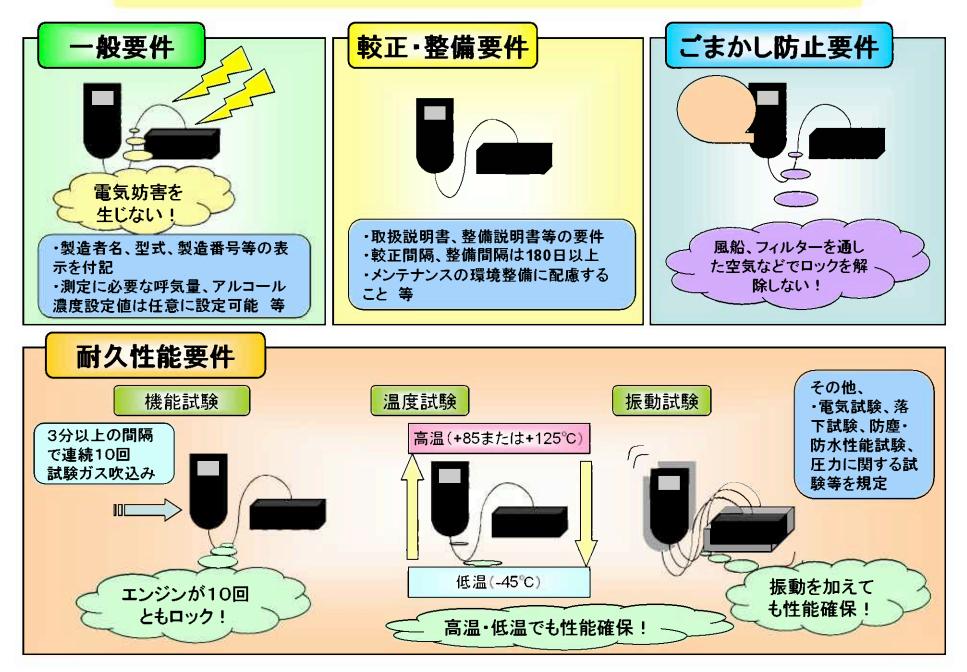
別表 7. 車両の安全対策(1)アルコール・インターロック装置の普及①

アルコール・インターロック装置に関する検討会 最終とりまとめ概要 (平成19年12月26日)



別表 7. 車両の安全対策(1)アルコール・インターロック装置の普及②

呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針の概要



別表 7. 車両の安全対策(2) 衝突被害軽減ブレーキの普及促進

衝突被害軽減ブレーキ補助について

目的 大型トラックの事故は、多数の車両を巻き込み、多数の死傷者数を出す悲惨な事故となることが多く、その対策 が急務となっている。 大型トラックの事故の約55%は、追突事故であり、これによる死亡事故率は、乗用車に比べ約12倍高くなっている。 このような中、先進技術を駆使し、我が国において世界で初めて実用化された追突事故の被害軽減に有効な衝 突被害軽減ブレーキの早期普及を図るため、平成19年度より補助制度を開始。 補助概要 補助対象:衝突被害軽減ブレーキを装備した事業用大型トラック(車両総重量8トン以上) 補助率:衝突被害軽減ブレーキの装置価格の1/2 衝突被害軽減ブレーキの効果 最近の大型トラックの主な追突事故例 衝突被害軽減ブレーキの概要 大型トラックに衝突被害軽減ブ 死亡 負傷 発生日時 場所 レーキを装備し、衝突速度を 者数 者数 ●先行車両に近づく場合 20km/h下げることにより、 被追突 2006年 兵庫県神崎郡 2名 11名 車両の乗員の死亡件数を約9割※ 2月22日 中国自動車道 0.0 - CTO -減らすことが可能と推計 ミリ波レーダーがつねに前方の状況を検知。 2006年 岐阜県土岐市 1名 9名 8月23日 中央自動重道 ※ 危険認知速度別衝突被害軽減ブレーキ ととと による死亡事故件数の低減見込み M 2007年 広島県三原市 2名 19名 危険認知で度別衝突的客軽減プレードによる死亡 事故件効力或消見込み 全死亡尊故洋政に対する A 120. 5月8日 山陽自動重道 话感动学 ドライバーが前方の車両に気づかない場合は、音に 2007年 徳島県徳島市 よりドライバーにブレーキ操作を行うように促す。 0名 20名 8月5日 国道11号線 86%低减出 大阪府高槻市 2007年 1名 7名 8月10日 名神自動重道 愛知県岡崎市 2007年 追突する若しくは追突の可能性が高いとコンピュータ 2名 3名 9月22日 東名自動車道 が判断すると、ブレーキを作動。 0~10 10~20 20~20 30~40 40~40 50~40 60~40 10~40 80~90 死亡奉哉件款 □ 死亡事故派派件故

別表 7. 車両の安全対策(3)新たな予防安全技術の普及促進①

トラック・バスメーカーによる実用化ASV技術一覧

ASVの共通名称	(通称名)	ASV機能区分	メーカー	各社の名称
高緯度前照灯	HID	知覚機能の拡大	いすゞ自動車(株)	ディスティージヘッドラング
			日産ディーゼル工業(株)	ティスチャージドヘッドライト
			日野自動車(株)	チィスチャージド・ヘッドランプ
			三菱ふそうトラック・バス(诛)	ディスティージドヘッドライト
後方視界情報提供装置	バックカメラ	情報提供	いすゞ自動車(株)	パックアイカメラ&モニター
			日産ディーゼル工業(株)	- セイフティビジョン(後方視界標面装置) - パックアイカメラ&モニタ
			日野自動車(洗)	パックカメラ
			三菱ふそうトラック・バス(排)	・パックモニター、セーフティビジョン ・パックアイカメラ&モニタ
車両周辺障害物情報提供装 19	周辺ソナー	情報提供	いすゞ自動車(株)	- パックセンサー - リナーシステム
			日野自動車(株)	証我センサー
後側方視界情報提供装置	後側万カメラ	情報提供	いすゞ自動車(株)	┃・パックアイカメラ&モニター+左方観察カラーカメラ付き(パス
			日野自動車(株)	左逢謝力捕窃カメラ
			三菱ふそうトラック バス(株)	セーフティビジョン
タイヤ空気圧注意喚起装置	タイヤ空気圧警報	注意喚起	日野自動車(洗)	タイヤ空気圧モニター
ふらつき注意嗅起装置	ふらつき警報	注意喚起	いすぐ自動車(株)	運転実中度モニター
			三菱ふそうトラック・バス(诛)	M D A S - 皿 (週記注意力モニター) (Sitsunishi D ive: s Attestion mesitoring System)
取問距離讀報装置	車間距離警報	警報	いすゞ自動車(株)	・ミリ没車間ウォーニング(トラック) 車間距離支援装置(バス)
			日産ディーゼル工業(株)	トラフィックアイ
			日野自動車(株)	ニューセーフティアイ
			三菱ふそうトラック「バス(株)	ディスタンスウォーニング(車簡額地営役装置)
車緝逸脱答報装置	車線逸脱警報	警報	日野自動車 (株)	車線送脱雪器装置
			三菱ふそうトラックーバス(株)	M D A S-M (運転注意力モニター) (Vitsuhishi D iver's Attestics cositoring System)
前方障害物衝突被害難減制	衝突被害軽減フレー		いすゞ自動車(株)	ブリクラッシュブレーキ
動制御装置	+	事故回避支援制御	日産ディーゼル工業(株)	トラフィックアイブレーキ
			日野自動車(株)	ブリクラッシュセーフティジステム
定連走行・車間距離制御装	高速ACC	注意喚起	いすゞ自動車(株)	ミリ没車間クルーズ
2		運転負荷軽減制御	日産ディーゼル工業(株)	 トラフィックアイクルーズ トラフィックアイクルーズII(主ブレーを開び付)
			日野自動車(株)	スキャニングクルーズ
			三菱ふそうトラック・バス(株)	車間距超保持機能けオートクルーズ
車両横滑り時制動力・駆動	EVSC	運動性能向上制御	いすぐ自動車(株)	IESC (ISUZU Electronic Stability Control)
力制御装置			日産ディーゼル工業(株)	N D S-C (Nissan Diese) Stability Controll
			日野自動車(株)	+ RSA (Rol Stability Assist) - VSC (Vehicle Stability Control)
	トラクションコント	運動性能向上制御	いすゞ自動車(株)	A SR (アンチ・スリップ・レギュレーター)
動力制御装置	ロール付去BS		日産ディーゼル工業(株)	ASR
			日野自動車(株)	ASR
			三妻ふそうトラック バス(株)	ASR (アンチ・スピン・レギュレーター)

別表 7. 車両の安全対策(3)新たな予防安全技術の普及促進②

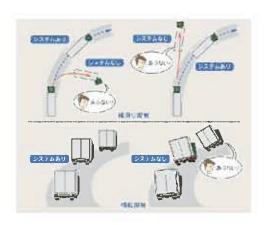
ASV技術普及状況一覧

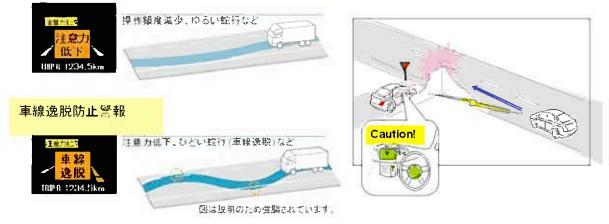
区分		項	8	通称名	平成17年		平成18年		平成19年	
<u> </u>				通你在	装着台数	総生産台数	装着台数	総生産台数	装着車台数	総生産台数
	1	高輝度前照灯		HID	67.328		49 089		54.752	
	2	後方視界情報拼	そ供装置	バックカメラ	4 670		9,870		10,704	
	3	車両周辺障害物	岉情報提供装置	周辺ソナー	207		259		29	
	4	後側方視界情報	&提供装置	後側方カメラ	0		0		168	
	5	タイヤ空気圧注	意喚起装置	タイヤ空気圧警報	29		42		33	
大型	6	ふらつき注意喚	起装置	ふらつき警報	2,330	167.570	5 386	180.937	8,300	135 853
八王	7	車間距離警報装	も置	車間距離警報	7.627	107.370	6 271	100 337	9 703	133,033
	8	車線逸脱警報装	「「「」	車線逸脱警報	190		4		2,026	
	9	前方障害物衝突	偔軽 減制動制御装置	衝突被害軽減ブレーキ	-		85		466	
	10	定速走行·車間	距離制御装置	高速ACC	7_407		5,960		16,067	
	11	車両横滑り時制	動力·駆動力制御装置	EVSC	3 847		4 433		3 384	
	12	車輪スリッフ時	制動力·駆動力制御装置	トラクションコントロール付きABS	_		38.869		65,642	

EVSC(Electronic Vehicle Stability Control)

ふらつき注意喚起装置

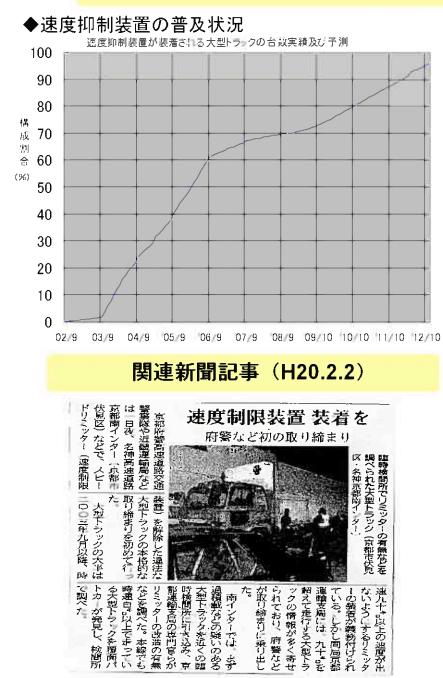
車車間通信による安全運転支援システムの例





別表 7. 車両の安全対策(4)スピードリミッターの不正改造の防止

速度抑制装置の普及状況

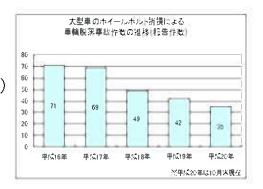


SLDの装着台数(実績)							
※自動車検査証に「速度抑制装置付」							
の記載のある大型トラ	ック						
平成19年 1月末	約504千台						
2月末	約508千台						
3月末	約515千台						
4月末	約517千台						
5月末	約520千台						
6月末	約524千台						
7月末	約527千台						
8月末	約531千台						
9月末	約535千台						
10月末	約537千台						
11月末	約540千台						
12月末	約542千台						
平成20年 1月末							
2月末	約545千台						
3月末	約549千台						
4月末	約550千台						
5月末	約551千台						
6月末	約553千台						
7月末	約554千台						
8月末	約555千台						
9月末							
10月末							
11月末							
12月末							
	• - •						

別表 8. 整備の充実・強化(1)車輪脱落事故等の再発防止

大型車のホイールボルト折損による車輪脱落事故について

○車輪脱落事故防止に関し、過去から点検整備の実施等の注意喚起を実施
 ○平成20年4月にも東名高速道路で大型車の車輪脱落事故(死者1名、負傷者7名)
 が発生



主な対策

〇平成16年4月 大型車の車輪脱落事故の多発を受け、

- ・ 自動車メーカー、自動車使用者(運送事業者等)、整備事業者等に対し、緊急点検を指示。
- 「大型車のホイールボルト折損による車輪脱落事故に係る調査検討会」を設置。短期的な対策と中長期的 な対策を検討。

〇平成16年12月 ~

- 調査検討会のとりまとめを受け、短期的対策として「再発防止のための注意事項等」を自動車使用者に周知徹底する等の措置を実施。
- その後も中長期的対策として「大型自動車の車輪脱落事故 防止に係る啓発活動連絡会」の設置(平成18年9月)、自動車 点検基準の改正(平成19年4月施行)等の措置を順次実施。

○平成20年4月 東名高速道路における死傷事故を受け、

- ・ 点検整備に関する注意喚起について、運送事業者等への通知及び国交省HPへの掲載。
- ・ チラシ(45万部)を作成。運送事業者に加え、産業廃棄物、
 砕石等の業界にも周知。

さらに、平成20年9~10月の自動車点検整備推進運動の強化 月間においても重点点検の実施、ポスター・リーフレットによる 周知を行った。



別表 8. 整備の充実・強化(2) 整備管理の徹底①

点検整備制度

自動車の使用者(自動車運送事業者)は、点検・整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう 維持しなければならない。

日常点検整備

・自動車の使用者又は自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、日常点検をし、 必要な整備をしなければならない。

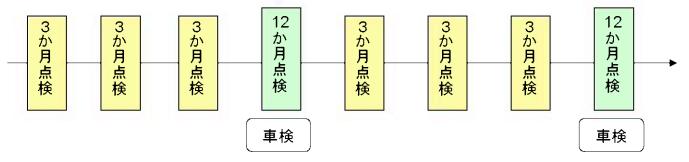
定期点検整備

・自動車の使用者は、定期的に点検をし、必要な整備をしなければならない。

《事業用自動車の定期点検時期と点検項目数》

点検時期	点検項目数	
3か月ごと(3か月点検)	47項目(注)	注)自動車点検基準に基づく点検項 - 目を足し上けた数で、車種、走行距 離等により点検項目数が異なる
12か月ごと(12か月点検)	96項目(注)	

《事業用自動車の定期点検周期のイメージ》



別表 8. 整備の充実・強化(2) 整備管理の徹底②

- 〇 整備管理が不十分であることによる事故 が少なからず発生していることから、事業 者の責任における整備管理をより徹底し、 整備管理者の位置づけを強化するため、整 備管理者制度等について改正を行った。 (平成19年7月、9月)
 - 整備管理者の外部委託の禁止
 整備管理者解任命令の効果的発動
 整備管理者資格要件の見直し
 補助者の明確化
 記録の営業所への保管
 行政処分基準の見直し

例) 定期点検整備等の未実施(1台の車両の1年間の未実施回数)

 1未実施2回以下
 警告

 2未実施3回
 3日×違反車両数

 3未実施4回以上
 5日×違反車両数

 (12か月点検も含める)
 警告

 1未実施1回
 警告

 2未実施2回
 3日×違反車両数

 3未実施3回以上
 第日

 012か月点検未実施
 5日×違反車両数

- O 定期点検整備実施率(平成19年度調査)
 - バス ・・・・・・・ 91.0% ハイタク ・・・・・・ 91.6% トラック(8t以上)・・・ 53.1% トラック(8t未満)・・・ 54.3%
- O 整備管理者(選任後)研修実施状況 (19年度)

研修受講対象者数	969 •	60,882人
受講者数(割合)	8 7 8	37,495人(61.6%)
研修実施回数 ••	:::::···	269回
研修実施者・・・・	8798 ·	運輸局及び運輸支局
研修内容 ・・・・	3 8 3	関係法令、車両故障事故事例、
		自動車技術の進歩・使用実態

の変化に伴う車両管理の手法 等 別表 9. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備(1)タクシー事業①

〇法人タクシー事業者ランク評価制度について

東京タクシーセンターにおいて、より良質なタクシーサービスの提供を促進するため、平成13年10月1日より、タクシー事業者ランク評価制度を導入・実施。

東京の法人タクシー事業者(多摩地区を除く)について、接客サービスに関する情報や安全に関する情報及び事業者の法令遵守に関する情報を東京タクシーセンターにおいて収集し、評価を実施。具体的な評価方法は、客観性及び透明性の確保のため数値化による評価方式を採用し、4段階で分類。

利用者への情報提供手段として、AAランク及びAランクの事業者の車両にはステッカーで表示するとともに、東京 タクシーセンターのホームページに掲載することにより公開。



別表 9.利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備(1)タクシー事業②

〇個人タクシー事業者認定制度について

個人タクシー事業者認定制度

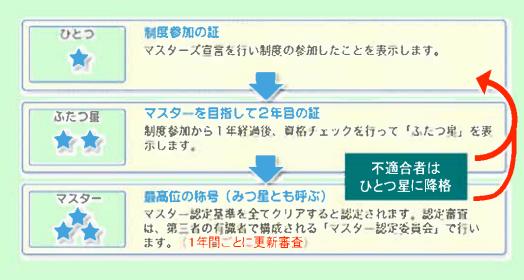
全国個人タクシー協会において、高品位のサービスを提供する事業者に対し、ひとつ星、ふたつ星の認定を経 て、マスター(みつ星)として認定。



・道路運送法や道路交通法等の違反がないこと。
 ・利用者からの苦情による所属団体の処分を受けていないこと。

・安全運転に関して適切な取組を行っていること。 など

★マスター認定までのしくみ

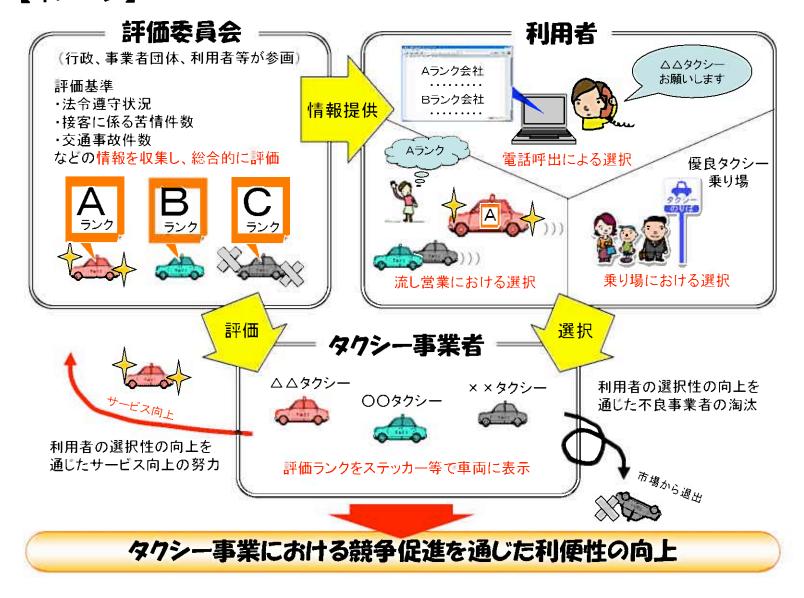




別表 9. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備(1)タクシー事業③

21年度予算額:15百万円

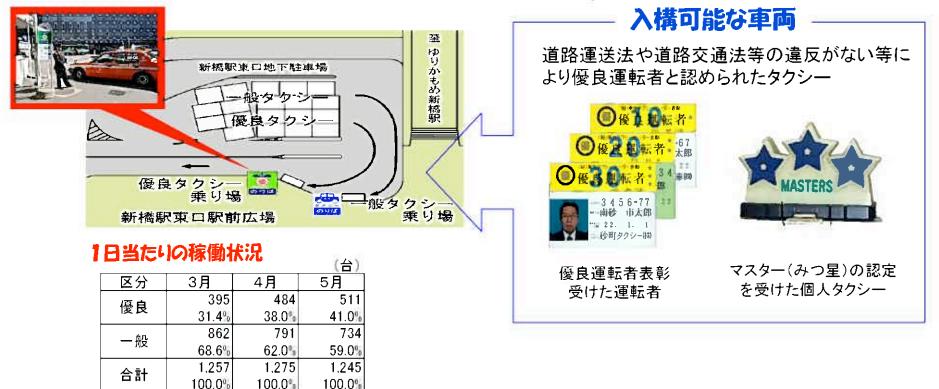
Oタクシー事業の構造改善に関する調査について 【イメージ】



別表 9. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備(1)タクシー事業④

○優良タクシー乗り場について

交通政策審議会自動車交通部会の「タクシーサービスの将来ビジョン報告書」において、利用者がタクシーを選択できる環境整備として、乗り場の差別化について提言されたこと等から、平成20年3月6日、東京タクシーセンターが全国初の「優良タクシー乗り場」を新橋駅東口に設置・運用を開始。



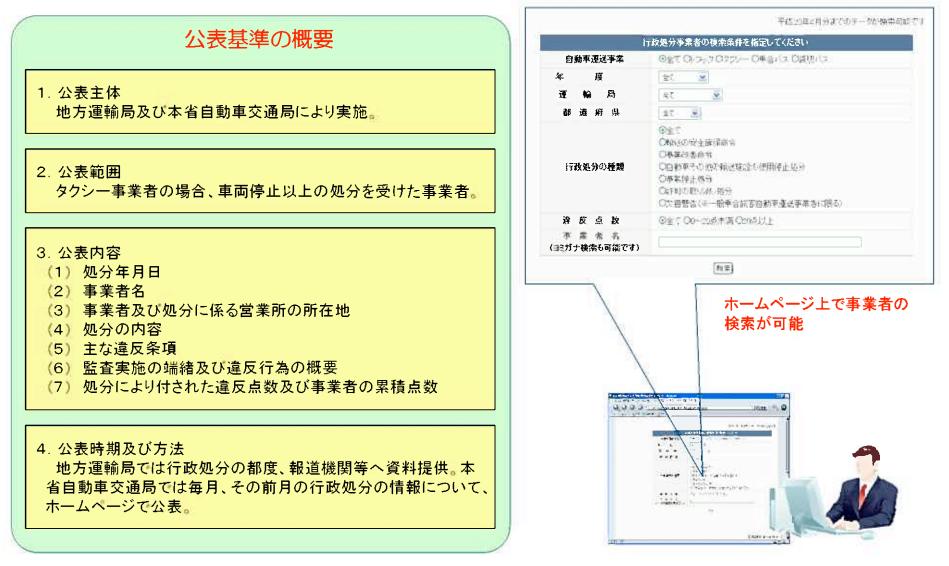
タクシーサービスの将来ビジョン報告書(抜粋)

〇乗り場整備の促進と乗り場の差別化

流し地域は、利用者がタクシーを選択することが困難であるが、乗り場が整備され一定のルールが確立されていれば、ある程度タク シーを選択することが可能となる。このため、行政機関や施設管理者等と連携を図りつつ、県のタクシー協会等において乗り場の整備を 積極的に行うとともに、例えば、近距離乗り場と中・遠距離乗り場を分けたり、事業者ランク制による優良事業者・運転者が優先的に駅前 などの好位置にある乗り場に乗り入れ可能とする、あるいは、禁煙車両のみの乗り場を設定する、といった措置を産業界において検討し、 可能なところから導入することが望ましい。

〇 行政処分状況の公表

タクシー事業者など一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法等に基づく許可の取消し等を 受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能として利用者の保護 に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資することを目的に、平成14年2月より公表。



O「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会」について

1. 背景·目的

「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告において、「安全等に対する取り組みを、どの事業者が適切に行っているか利用者から見た場合に不明で、質の良い事業者が選ばれるとは限らない」、「安全性等の質よりも運賃の 高低が優先される場合がある」といった問題点への対応として、貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築(事業 者評価の実施)について提言された。

この提言を踏まえ、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取組状況等について評価・公表する制度の検討を行う。

2. 検討委員会メンバー

学識経験者、消費者、貸切バス事業者、旅行業者、両業界団体、労働組合、国土交通省

- 3. 主な検討内容
 - (1)評価・認定基準について(評価項目、認定方法、有効期間等)
 - (2)評価。認定の実施主体及び実施方法について(実施主体に求められる要件、実施主体、実施方法)
 - (3)利用者への情報提供方法について(利用者に対する効果的な情報提供のあり方)
- 4. スケジュール
 - ・第1回(平成20年 9月25日):他事業における評価制度の報告、事業者等アンケート等の検討、今後の進め方
 - ・第2回(平成20年11月27日):アンケート等・重大事故分析結果の報告、評価・認定基準の検討、試行方法の検討
 - ・第3回(平成21年 1月28日):試行結果の報告、実施主体に求められる要件及び実施方法の検討
 - ・第4回(平成21年 2月26日) :情報提供方法の検討、とりまとめ(案)
 - ・第5回(平成21年 3月13日):最終とりまとめ